

社会保障・福祉政策の動向と対応
～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして～
政策動向
令和7年度 No.1 Ver.1/2025.4.15

目次

〔項目〕

1. 財政・税制、経済・成長（社会保障全般含む）	P 1
2. 規制改革	P 4
3. 地方創生・地方分権等	P 5
4. 社会福祉法人	P 7
5. 高齢者	P 9
6. 障害者	P 18
7. 子ども・家庭福祉	P 25
8. 地域福祉	P 32
9. 人材確保等	P 37
10. 災害対策	P 43
11. その他	P 46

・厚生労働省 人口動態統計速報
・警察庁「令和6年度中における自殺の状況」

本号は令和7年2月10日～4月10日頃までの制度動向や会議の開催等について掲載しております。上記期間以前の記事については、政策委員会ホームページよりバックナンバーをご参照ください。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

1. 財政・税制、経済・成長(社会保障全般含む)

<会議>

新しい資本主義実現会議

◇第 32 回(2025.3.28)

▶ 3月28日、内閣官房は第32回新しい資本主義実現会議を開催し、「価格転嫁・官公需、生産性向上、事業承継・M&A等の経営基盤の強化」について協議を行った。

▶ 会議では、下記項目について論点案が示され、協議が行われた。

○「成長型経済」への移行に向けた中小企業・小規模事業者による経営変革の後押し

○価格転嫁・官公需等の取引適正化

○サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上

○事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化

▶ 協議をふまえ、石破総理は次のように発言した。

「我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者が、『コストカット型』の経営から、積極的な賃上げにより人材を確保し、投資を通じて生産性の向上を実現し、それにより企業収益を拡大するという『成長型』の経営へと、変革を進めることができるよう、その後押しに集中的に取り組んでまいらる。

第一に、価格転嫁・官公需等の取引適正化の徹底として、新たに『官公需における価格転嫁のための施策パッケージ』を策定し、地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における価格転嫁等を抜本的に強化する。

第二に、中小企業・小規模事業者の生産性向上に向け、業種別の『省力化投資促進プラン』を5月を目途に策定する等、支援体制の整備に取り組む。

第三に、事業承継・M&Aといった選択肢も含め、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境を整備する。

6月の新しい資本主義実行計画の改訂に向け、議論を加速する。本日いただいた御意見は、5月を目途に取りまとめる最低賃金の引上げのための施策の中にも反映するようお願いする。引き続きの協力をお願いしたい。」

◇第 31 回(2025.2.27)

▶ 2月27日、内閣官房は第31回新しい資本主義実現会議を開催し、国内投資と輸出の促進について協議を行った。

▶ 協議では下記7点についてそれぞれ論点が示され、協議が行われた。

1. 「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現するための国内投資と輸出の促進の重要性

2. GX・DX・経済安全保障の国内投資の加速

3. 中堅企業の創出・成長加速

4. 新たな勝ち筋となる分野の挑戦後押し

5. 国内投資のボトルネック(産業用地や産業人材の不足)への対応

6. ゲームチェンジ(産業構造の変革)の主導権の確保

7. 積極投資のための企業統治改革・資本市場改革

▶ 協議をふまえ、石破総理は次のように発言した。

「我が国経済は、現在、『賃上げと投資が牽引する成長型経済』へと移行できるか否かの分岐点にある。我が国のものづくりの強みをいかして、アジアなど成長市場を取り込み、進化した製造業が勝ち筋を追求するとともに、地方においてサービス業等の生産性向上を実現するといった課題の克服が必要。

以下4点に新たに取り組む。第1に、中堅企業の創出・成長加速。第2に、新たな勝ち筋となる分野における挑戦の後押し。第3に、産業用地と産業人材の不足への対応。第4に、AI・デジタル技術

等をもたらすゲームチェンジ・産業構造転換の主導権の確保。

地域での成長投資と賃上げの環境整備を図るため、本日の議論の内容に加え、順次、中小・小規模企業の生産性向上、価格転嫁、事業承継・M&A(買収と合併)、地域の基盤的サービスの維持・強化、人材政策、スタートアップ支援などについての議論を深め、本年6月に新しい資本主義実行計画の改訂を行う。」

経済財政諮問会議

◇第3回(2025.3.24)

- ▶ 3月24日、総理大臣官邸で令和7年第3回経済財政諮問会議が開催され、「マクロ経済運営(春季労使交渉等)」「地方創生」について協議が行われた。
- ▶ 会議では、内閣府から賃金の動向等について説明が行われた後、協議が行われた。
- ▶ 石破総理大臣からは、「現時点での賃上げが前年を上回る結果となったことを受け、この勢いが全国津々浦々に波及するよう、今後の中小企業や小規模企業の賃上げを支援する政策を総動員していく」、「物価高対策について重点支援地方交付金の交付決定や政府備蓄米の売り渡しなど、取組は着実に進捗している」、「地方創生について東京一極集中を是正し、魅力ある地方経済を構築するには、地方に質の高い産業雇用の場を創出することが重要であり、誰もが安心して住み続けられる一人一人の幸福度・満足度が高い、活力ある経済を構築していく必要がある」といった発言があった。

◇第2回(2025.3.10)

- ▶ 3月10日、総理大臣官邸で令和7年第2回経済財政諮問会議が開催され、「マクロ経済運営(金融政策、物価等に関する集中審議)」「賃金向上に関する特別セッション②」について協議が行われた。
- ▶ 「マクロ経済運営(金融政策、物価等に関する集中審議)」では、内閣府から経済の動向等について説明が行われた後、協議が行われた。
- ▶ 「賃金向上に関する特別セッション②」では、有識者の参画のうえ、協議が行われた。
- ▶ 石破総理大臣からは、「政府備蓄米の活用など、物価高に対応するための施策を迅速かつ効果的に実施し、国民生活・事業活動を守り抜くこと」「『賃上げこそ成長戦略の要』との考え方のもと、賃上げモメンタムを定着させ、国内投資を拡大することによってデフレマインドを払拭し、国民の所得と経済全体の生産性向上を図っていくこと」「本年の春季労使交渉については、ベースアップを念頭に、33年ぶりの高水準となった昨年の勢いで、大幅な賃上げへの協力を労使の皆様をお願いすること、そして、最低賃金については、その引上げに向けた対応策を取りまとめること」等の発言があった。

財政制度等審議会 財政制度分科会

◇(2025.2.13)

- ▶ 2月13日、財務省は財政制度等審議会 財政制度分科会を開催し、令和7年度予算等について報告・協議を行った。
- ▶ 協議では、「令和7年度予算の編成等に関する建議」の令和7年度予算等への反映状況が示された。
- ▶ 反映状況における福祉に関する事項は以下のとおり。

「令和7年度予算の編成等に関する建議」における記述	令和7年度予算等への反映状況
1. 社会保障	
<p>○ 総論：令和7年度予算編成に向けて、「子ども未来戦略」に基づく「加速化プラン」を財源を確保しつつ着実に実施するとともに、全世代型社会保障の構築に向けた「改革工程」について、出来るものから着実に実現し、医療・介護の持続性を確保しつつ、現役世代の負担を最大限抑制する。</p>	<p>○ 令和7年度予算において、財源を確保しつつ、「加速化プラン」を本格的に実施し、予算規模3.6兆円（国・地方合計）のうち3.0兆円程度（8割強）を実現。</p> <p>○ また、改革工程に掲げられた改革項目のうち、高額療養費制度については、現役世代をはじめとする国民の保険料負担の軽減を図るとともに、セーフティネットとしての役割を今後も維持していくため、自己負担限度額を所得区分に応じて見直すとともに、所得区分の細分化を実施。あわせて、70歳以上に設けられている外来に係る自己負担限度額（外来特例）についても見直しを実施。</p>
<p>○ 少子化対策・子育て：少子化の進展が更に加速していることを踏まえ、スピード感をもって施策を充実するとともに、EBPMを強化して施策の実施状況を検証し、より効果の高い政策に重点化するなど不断の見直しを行うべき。</p>	<p>○ 子ども・子育て政策の展開にあたっては、数値目標を含めた指標を活用してPDCAを推進するなどEBPMを確実に実行し、実効的なワイズスペンディングにつなげる。</p>
<p>○ 介護：制度の持続性確保のための改革を進めるべき（生産性の向上、多床室の室料負担の見直し、利用者負担の見直し等）</p>	<p>○ 改革工程に基づき、給付と負担の在り方の不断の見直しの観点から、利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しや、ケアマネジメントに関する給付の在り方や軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方等について、第10期介護保険事業計画期間の開始までの間に（令和8年度予算編成過程等において）検討を行い、結論を得る。</p>
<p>○ 生活保護：生活扶助基準改定は、一般低所得者世帯の消費実態との均衡を図るべき。医療扶助の適正化の取組を更に進めるべき。</p>	<p>○ 生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢等を総合的に勘案して、令和7年度予算において、当面2年間（令和7～8年度）の臨時的・特例的な対応として以下を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年の社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準に世帯人員一人当たり月額1,500円を加算するとともに、 ・ 加算を行ってもなお従前の基準額から減額となる世帯について、従前の基準額を保障する <p>○ また、電子データの活用・デジタル化を通じた医療扶助の適正実施に向けて、今後、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 頻回受診対策・健康管理支援の強化の観点から、指定医療機関等におけるオンライン資格確認の基盤を通じた医療・薬剤情報等の活用を促すとともに、指定医療機関等との連携による福祉事務所での情報活用の方策を検討する ・ 医療扶助の適正実施に活用可能な医療情報のデータベースの構築を図ることなどにより、福祉事務所における多剤・重複投薬等のデータ抽出作業の効率化を図りつつ、多剤投薬について、医療保険の取組を参考に、より多くの対象者への指導を検討するなど、データを有効活用した効率的かつ効果的な対策を講じていく。

2. 規制改革

<会議>

行政改革推進会議

◇第 61(2025.3.31)※持ち回り開催

- ▶ 3月31日、第61回行政改革推進会議が持ち回りで開催され、「行政事業レビュー実施要領について」及び「調達改善について」について、案のとおり取りまとめられた。
- ▶ また、「令和6年秋の年次公開検証の指摘事項に対する各府省庁の対応状況について」及び「基金の国庫返納予定額について」について報告がなされた。

規制改革推進会議

◇書面決議(2025.2.27)

- ▶ 2月27日、規制改革推進会議において規制改革実施計画のフォローアップについて書面決議が行われた。
- ▶ 本事項は、令和6年6月に閣議決定された規制改革実施計画に記載された事項の実施状況についてフォローアップをおこなうもの。
- ▶ フォローアップの結果については、令和7年5月以降に取りまとめ、規制改革推進会議に報告・公表することとされた。

規制改革推進会議 健康・医療・介護ワーキング・グループ

◇第3回(2025.3.31)

- ▶ 3月31日、内閣府は第3回規制改革推進会議健康・医療・介護ワーキング・グループを開催した。
- ▶ 今回は、「医療等データの利活用法制等の整備(フォローアップを含む)」「地域における病院機能の維持に資する医師の宿直体制の見直し」について協議が行われた。

◇第2回(2025.3.14)

- ▶ 3月14日、内閣府は第2回規制改革推進会議健康・医療・介護ワーキング・グループを開催した。
- ▶ 今回は、「救急救命処置の範囲の拡大」「在宅医療における円滑な薬物治療の提供」について協議が行われた。

◇第1回(2025.3.6)

- ▶ 3月6日、内閣府は第1回規制改革推進会議健康・医療・介護ワーキング・グループを開催した。
- ▶ 今回は、「治験に係る広告規制」「規制改革ホットライン処理方針」について協議が行われた。

3. 地方創生・地方分権等

<法改正等>

第 15 次地方分権一括法案衆議院可決(2025.4.11)

- ▶ 4月11日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」(第15次地方分権一括法案)が衆議院本会議にて可決され、参議院に送付された。法律案の概要は下記のとおり。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第15次地方分権一括法案)の概要

趣 旨

- 地方からの制度改正を求める提案を受け、規制緩和等の地方分権改革を実施
- 令和6年の提案等への対応のうち、法律改正により措置すべき事項について、**閣議決定***を踏まえ、関係法律の整備を行う。

※ 令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月24日閣議決定)〔抜粋〕
法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和7年通常国会に提出することを基本とする。

概 要 6 事項 (8 法律) を改正

- ① 住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務を大幅に拡大し、住民票の添付・公用請求を不要に

〔住民基本台帳法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律〕
※36法律に基づく事務を追加

住民の
手続負担の
軽減

行政負担の
軽減

- ② 地方公共団体のシステム標準化等のための基金の設置期限*を5年間延長

〔地方公共団体情報システム機構法〕 ※現行令和7年度末まで

システム標準化の
推進

- ③ 公立大学法人の出資可能対象をベンチャーキャピタル等へ拡大

〔地方独立行政法人法、産業競争力強化法〕

研究成果の
社会還元

- ④ 建築基準適合判定資格者等の登録申請等に係る都道府県経由事務の廃止

〔建築基準法〕

行政手続の
迅速化

行政負担の
軽減

- ⑤ 条例公布時における首長の署名の方法に電子署名を追加

〔地方自治法〕

行政負担の
軽減

- ⑥ 介護保険法の介護施設の届出を生活保護法の介護機関の届出とみなす等の
手続の簡素化

〔生活保護法〕

住民の
手続負担の
軽減

行政負担の
軽減

施行期日

- (1) 公布の日から起算して3月を経過した日
- (2) (1)により難しい場合は(1)以外の個別に定める日

<会議>

新しい地方経済・生活環境創生本部

◇第3回(2025.4.8)

- ▶ 4月8日、第3回新しい地方経済・生活環境創生本部が開催され、地方創生2.0の取組状況について報告・協議が行われた。
- ▶ 取り組み状況の報告では、地方創生2.0の実現に向けて、「新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)」として令和6年度補正予算と令和7年度当初予算を併せて、3,000億円の予算を確保し、第1弾として1,539自治体で、約2,185億円の事業を採択したことが報告された。
- ▶ 今後、第2回の募集が行われ、夏ごろに交付が決定される。
- ▶ 石破総理大臣は、地方創生2.0を進めるにあたっての、今後10年間集中的に取り組む基本構想を6月に取りまとめることをふまえ、各大臣に対し『令和の日本列島改造』に向けた検討を加速し、具体的な政策の提案を行うよう指示した。
- ▶ 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)の概要は以下のとおり。

第2世代交付金の概要

- ▶ 地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押しする。

◆制度概要

- ① 地方公共団体の**自主性と創意工夫に基づいた**、地方創生に資する**地域の独自の取組を支援**
 ※地方版総合戦略に基づき、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等の要素を有する事業を支援。
- ② **ソフト+ハードや分野間連携の事業を一体的に支援**するとともに、国による伴走支援を強化
 - ・ 申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。
- ③ 事業の検討・実施・検証の各段階において、**地域の多様な主体が参画する仕組みの構築**
 - ・ 産官学金労言の参画による事業の進捗状況・効果測定を実施し、効果検証及び評価結果・改善方策の公表を義務化する。

◆評価基準

目指す将来像及び課題の設定

KPI設定の適切性

自立性

地域の多様な主体の参画

	事業計画期間	交付上限額・補助率
ソフト事業	原則3か年度以内 (最長5か年度)	1自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
拠点整備事業	原則3か年度以内 (最長5か年度)	1自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
インフラ整備事業	原則5か年度以内 (最長7か年度)	1自治体当たり事業計画期間中の総国費 都道府県：50億円 (半年度目安10億円) 中枢中核：20億円 (半年度目安4億円) 市区町村：10億円 (半年度目安2億円) 補助率：1/2等 (各省庁の交付要綱に従う)

(注1) 拠点整備事業及びインフラ整備事業における単年度の交付上限額は目安とする。

(注2) 拠点整備事業の1事業当たりの事業計画期間における交付上限額(国費)について、都道府県・中枢中核都市は15億円、市区町村は10億円を目安とする。

(注3) 新規事業の通常の申請上限件数は、自治体の規模を問わず、10件とする。一定の条件を満たす事業については、通常の申請上限件数の枠外として、2件の申請を可能とする。

(注4) インフラ整備事業は、ソフト事業又は拠点整備事業との組み合わせを要件とする。

4. 社会福祉法人等

<通知・公表>

福祉医療機構 社会福祉法人の経営状況について(2025.3.11)

- ▶ 3月11日、福祉医療機構は「2023年度社会福祉法人の経営状況について」を公表した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり
 - ① 社会福祉法人の経営状況
サービス活動増減差額比率が0.7ポイント上昇し、2020年度以来の増収増益。赤字法人割合は4.8ポイント縮小
 - ② 主たる事業別の経営状況
すべての類型においてサービス活動増減差額比率が上昇し、赤字法人割合が縮小。とくに介護主体法人は、その傾向が顕著
 - ③ 人材確保の状況
いずれの事業主体においても離職率が上昇。保育主体法人の離職率は採用率を上回り、離職超過に転換

▼社会福祉法人のサービス活動収益対サービス活動増減差額比率および赤字法人割合の推移



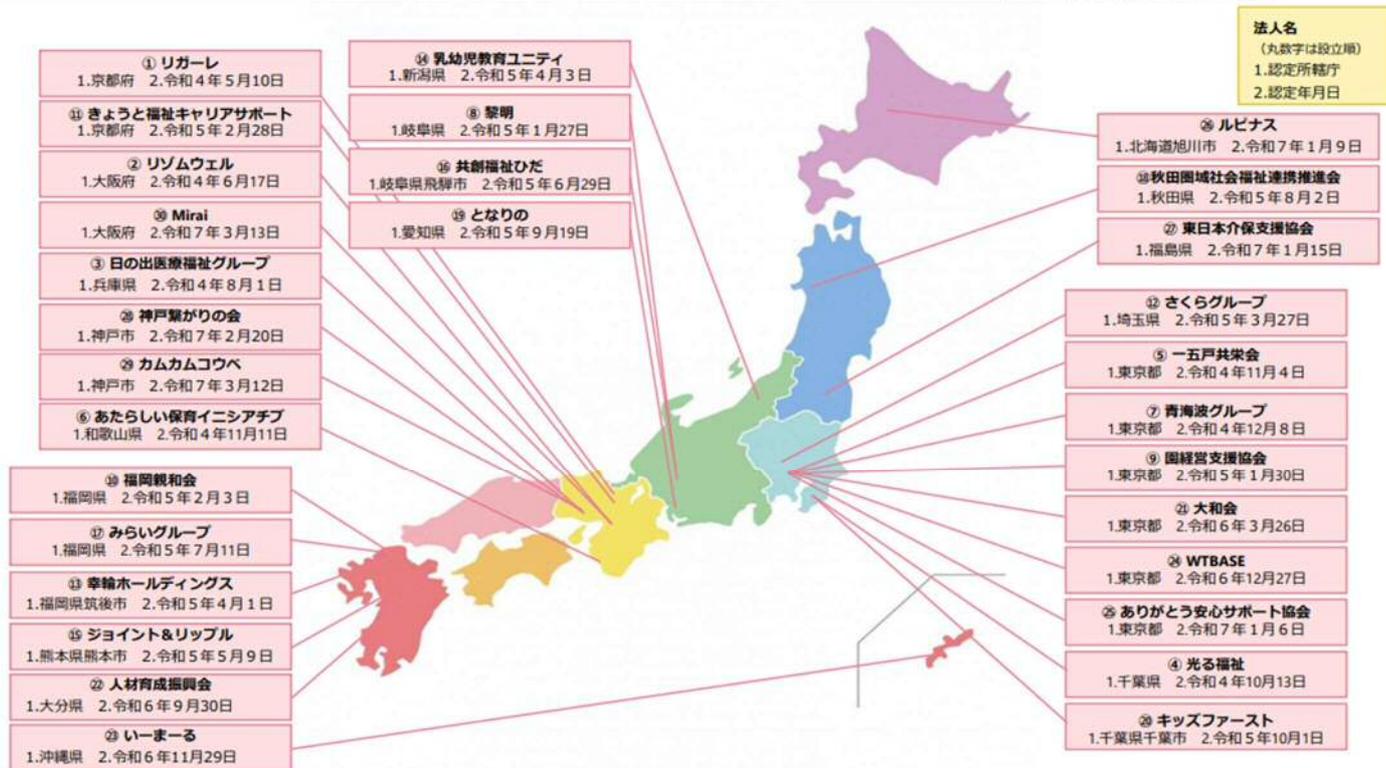
社会福祉連携推進法人の設立状況(2025.3.31)

- ▶ 厚生労働省は、令和7年3月31日時点の社会福祉連携推進法人の設立状況を公表した。「社会福祉連携推進法人」制度は社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組等を行うものとして令和4年4月1日より開始した。令和7年3月31日現在、認定があった社会福祉法人は30法人となっている。

社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和7年3月末現在、認定があった社会福祉連携推進法人は**30法人**※。

※「社会福祉連携推進法人の認定を行った場合の情報提供について（依頼）」（令和4年3月14日社援基発0314第1号）により、認定所轄庁より情報提供された法人を掲載



令和5年度福祉行政報告例 結果を公表(2025.1.28)

- ▶ 厚生労働省は、令和5年度福祉行政報告例の結果を公表した。
- ▶ 「福祉行政報告例」は、福祉行政運営の基礎資料を得ることを目的に、その施行状況を把握するもの。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。
 - 令和5年度末現在の社会福祉法人数は21,079法人で、前年度に比べ5法人(0.0%)増加している。また、社会福祉連携推進法人数は21法人となっている。社会福祉法人の種類別にみると「施設経営法人」が18,419法人で、前年度に比べ22法人(0.1%)減少している。社会福祉協議会は1,861法人、社会福祉事業団は123法人、共同募金会は48法人。
 - 令和5年度末現在の老人ホームの施設数は13,868施設で、前年度に比べ45施設(0.3%)増加し、定員は818,928人で前年度に比べ3,769人(0.5%)増加している。
 - 令和5年度末現在の身体障害者手帳交付台帳登録数は4,783,069人で、前年度に比べ59,216人(1.2%)減少している
 - 令和5年度末現在の療育手帳交付台帳登録数は1,281,469人で、前年度に比べ38,864人(3.1%)増加している
 - 令和5年度中の婦人相談所及び婦人相談員における相談の受付件数は327,125件で、前年度に比べ4,013件(1.2%)増加している。相談の経路別にみると、「本人自身」からの相談の受付件数は254,932件で、前年度に比べ5,139件(2.1%)増加している。
 - 令和5年度末現在の民生委員(児童委員を兼ねる。)の数は228,573人で、前年度に比べ1,147人(0.5%)増加している。

5. 高齢者

<会 議>

社会保障審議会介護給付費分科会

◇第 245 回(2025.3.24)

- ▶ 3月24日、厚生労働省は第245回社会保障審議会介護給付費分科会(分科会長:田辺邦昭東京大学大学院法学政治学研究科教授)を開催し、「令和6年度介護従事者処遇状況等調査の結果」「今後の新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱い」「外国人介護人材の訪問系サービスへの従事について(報告)」「令和6年度介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の検討結果について(報告)」報告・協議が行われた。
- ▶ 「令和6年度介護従事者処遇状況等調査の結果」についてでは、下記のとおり示された。
 - 介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所における介護職員(月給・常勤の者)の基本給等について、令和5年度と令和6年度を比較すると11,130円の増(+4.6%)となっている。
 - また、平均給与額については、令和5年度と令和6年度を比較すると13,960円の増(+4.3%)となっている。

- 介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所における介護職員(月給・常勤の者)の基本給等(※1)について、令和5年度と令和6年度を比較すると11,130円の増(+4.6%)となっている。
- また、平均給与額(※2)については、令和5年度と令和6年度を比較すると13,960円の増(+4.3%)となっている。

介護職員等処遇改善加算取得	令和5年9月	令和6年9月	差 額
基 本 給 等 (月給・常勤の者)	242,680円	253,810円	+11,130円
平 均 給 与 額	324,240円	338,200円	+13,960円

- ※1 基本給等 = 基本給(月額) + 手当のうち毎月決まって支払われる手当(通勤手当、扶養手当、超過労働給与額等は含まない。)
 ※2 平均給与額 = 基本給(月額) + 手当 + 一時金(4~9月の支給金額の1/6。賞与等含む。)
 ※3 金額は10円未満を四捨五入している。
 ※4 調査対象となった施設・事業所に、令和5年度と令和6年度ともに在籍している介護職員について比較している。

令和6年度の加算の取得状況	本調査(R6.9時点)	参考)介護給付費等実態統計
介護職員等処遇改善加算(新加算)	95.5%	95.1% ※
① 新加算Ⅰ	45.7%	42.3% ※
② 新加算Ⅱ	32.2%	36.0% ※
③ 新加算Ⅲ	11.8%	11.1% ※
④ 新加算Ⅳ	2.6%	2.6% ※
⑤ 新加算Ⅴ(経過措置)	3.2%	3.1% ※

※ 介護給付費等実態統計による特別集計(直近である令和6年9月サービス提供分)

加算額の一部の令和7年度への繰越状況		介護職員等処遇改善加算の届出を行わない理由(複数回答) ※上位4つを掲載	
加算額の一部を令和7年度に繰り越した(予定)	14.3%	事務作業が煩雑	39.6%
加算の全額を令和6年度分の賃金改善に充てた(予定)	80.7%	利用者負担の発生	22.4%
		算定要件を達成できない	22.1%
		届出に必要な事務を行える職員がいない	22.0%

賃金改善の実施方法(複数回答)	
ベースアップ等により対応	59.8%
定期昇給	43.6%
各種手当の新設	17.8%
既存の各種手当の引き上げ	24.4%
賞与等の引き上げまたは新設	33.1%

給与等の引き上げの対象者(複数回答)	
施設・事業所の職員全員	58.2%
調査対象サービスの介護従事者全員	14.1%
調査対象サービスの介護職員全員	10.7%
何らかの要件に該当した調査対象サービスの介護従事者	15.6%

介護職員以外に配分した職員の範囲(複数回答) ※上位5つを掲載	
看護職員	51.9%
生活相談員・支援相談員	50.8%
事務職員	37.9%
P・T・O・T・S・T又は機能訓練指導員	34.3%
介護支援専門員	32.8%

○ 介護従事者等の平均給与額の状況（月給・常勤の者、職種別）

介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅴを取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、令和5年9月と令和6年9月の状況を比較すると、13,960円の増となっている。

（統計表第70表）

	令和6年9月	令和5年9月	差 (令和6年－令和5年)
介護職員	338,200円	324,240円	13,960円
看護職員	384,620円	375,260円	9,360円
生活相談員・支援相談員	353,950円	340,150円	13,800円
理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士又は機能訓練指導員	362,800円	350,190円	12,610円
介護支援専門員	375,410円	363,760円	11,650円
事務職員	317,620円	305,960円	11,660円
調理員	272,240円	260,140円	12,100円
管理栄養士・栄養士	323,810円	311,810円	12,000円

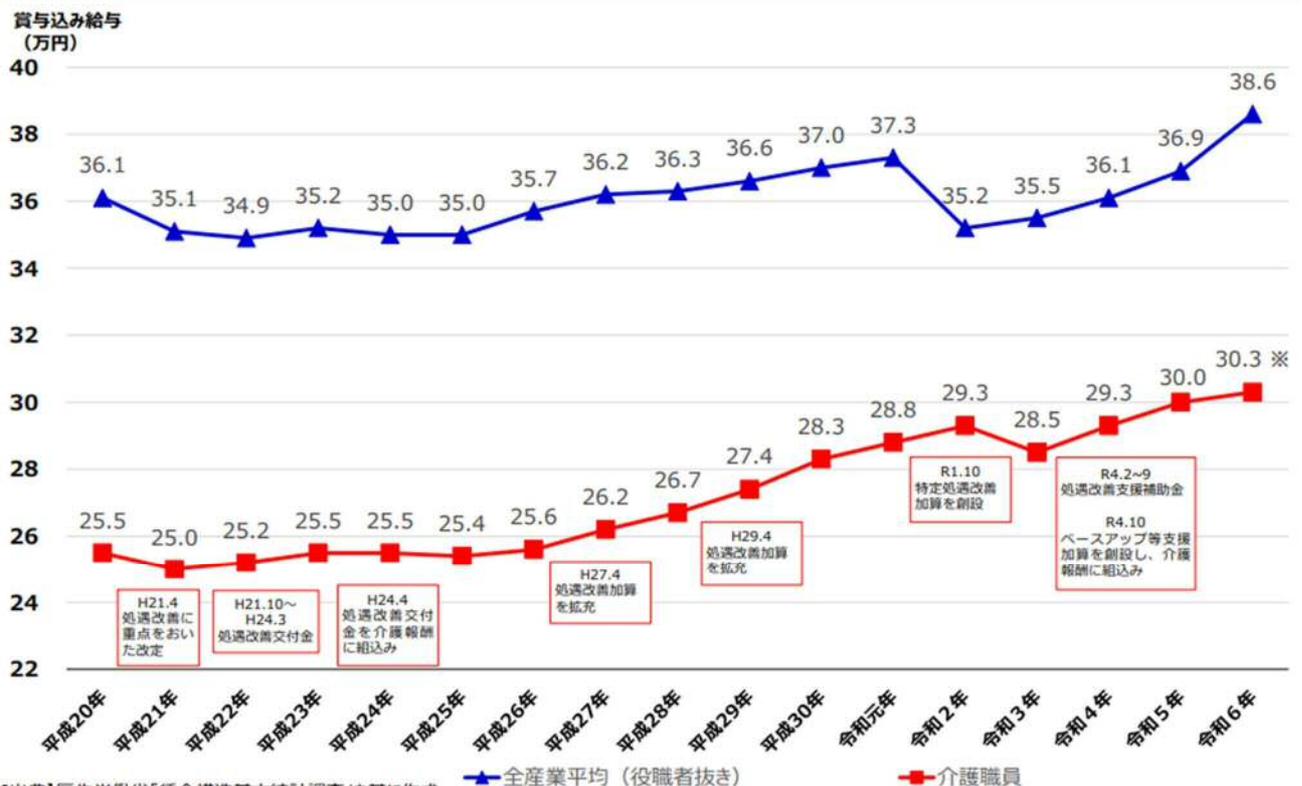
注1) 令和5年9月30日と令和6年9月30日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2) 平均給与額は基本給(月額)+手当+一時金(4～9月支給金額の1/6)

注3) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

- ▶ また、令和6年度賃金構造基本統計調査による介護職員の賃金が示され、全産業平均 38.6 万円に対し、介護職員の平均が 30.3 万円と 8.3 万円の開きがあるとの資料が示された。
- ▶ 令和5年度は 6.9 万円の開きであったため、1.4 万円広がった。ただし、今回の調査は昨年6月時点であるため、2024年度介護報酬改定の処遇改善に向けた見直しは反映されていない。

賃金構造基本統計調査による介護職員の賃金の推移



【出典】厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を基に作成。 ◆全産業平均（役職者抜き） ◆介護職員

※ 1 賞与込み給与は、調査年の6月分として支払われた給与に調査年の前年の1月から12月分の給与の1/12を加えて算出した額。

※ 2 令和6年度介護報酬改定における処遇改善加算の見直しは昨年6月施行（事業者への支払いは8月以降）

- ▶ 「今後の新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱い」については、下記のとおり対応案が示され、協議が行われた。
 - 令和6年4月以降も、多くの介護老人保健施設においてクラスターが発生しており、施設内での感染発生に伴い入退所を停止した場合には、在宅復帰率の低下に伴い、基本報酬が減額されることから、臨時的な取扱いの廃止による影響が大きい状況が続いている。
 - このため、介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援等指標の臨時的な取扱いについては、更に2年間継続し、その後の対応については次期介護報酬改定にむけて介護給付費分科会において議論することとしてはどうか。
 - また、ユニットリーダー研修の実地研修が未受講である場合の取扱いについては、概ね未受講者が解消されたことから、臨時的取扱いは廃止することとしてはどうか。
- ▶ 外国人介護人材の訪問系サービスへの従事についての報告では、3月11日に閣議決定された介護分野における分野別運用方針の改正について、令和7年4月より介護職員初任者研修課程等を修了し、介護事業所等での実務経験等を有する技能実習生及び特定技能外国人について、訪問介護等訪問系サービスの業務に従事を認めること等が報告された。

外国人介護人材の訪問系サービスへの従事について

検討経過

- 訪問介護員等の人材不足の状況などを踏まえ、「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」を立ち上げ、関係団体等に参画いただき議論を行ったところ、昨年6月に公表した同検討会の中間まとめでは、**一定の条件の下で訪問系サービスへの従事を認めるべきとの結論がなされた。**
- 本年2月17日には「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」等（※）でも、**一定の条件の下で訪問系サービスへの従事を認めるべきとされた。**

※「技能実習評価試験の整備に関する専門家会議」、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」

改正の概要等

- **介護職員初任者研修課程等を修了し、介護事業所等での実務経験等（※）を有する技能実習生及び特定技能外国人について、訪問介護等訪問系サービスの業務に従事を認める。その場合、受入事業所は、利用者・家族へ事前に説明を行うとともに、以下の事項を遵守することとする。**
- ※ 介護事業所等での実務経験が1年以上あることを原則とする
 - ① 外国人介護人材に対し、訪問介護等の業務の基本事項等に関する研修を行うこと
 - ② 外国人介護人材が訪問介護等の業務に従事する際、一定期間、責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと
 - ③ 外国人介護人材に対し、訪問介護等における業務の内容等について丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成すること
 - ④ ハラスメント防止のために相談窓口の設置等の必要な措置を講ずること
 - ⑤ 外国人介護人材が訪問介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用を含めた必要な環境整備を行うこと
- **令和7年4月の施行を予定。** ※ 施行日について、技能実習は令和7年4月1日、特定技能は令和7年4月中（予定）

3

◇第244回(2025.2.13)

- ▶ 2月13日、厚生労働省は第243回社会保障審議会介護保険部会(分科会長:田辺邦昭東京大学大学院法学政治学研究科教授)を開催し、「令和7年度介護事業経営概況調査の実施」「令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和7年度調査)の進め方及び実施内容」「福祉用具の給付実態における上限価格設定の影響」について協議された。
- ▶ 令和7年度介護事業経営概況調査の実施については、1月30日に開催された第40回介護事業経営調査委員会での協議をふまえた方針が示され、協議が行われた。
- ▶ 訪問系サービスについては、訪問先の状況、訪問に係る移動手段及び移動時間を把握するための調

査項目が追加された。

- ▶ また、令和 6 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和7年度調査)の進め方及び実施内容については、実施に当たってのスケジュール案や、下記項目について調査を実施する案が示され、協議が行われた。
 - 高齢者施設等と医療機関の連携体制及び協定締結医療機関との連携状況等にかかる調査研究事業
 - 令和6年度介護報酬改定における LIFE の見直し項目及び LIFE を活用した質の高い介護の更なる推進に資する調査研究事業に関する調査研究事業
 - 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業
 - 介護現場における生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくりに資する調査研究事業
- ▶ 福祉用具の給付実態における上限価格設定の影響については、今後の対応として「請求実績の傾向を半年毎に確認し、物価上昇に対応した仕組みの見直しの必要性があるか継続的に確認する。」等とされた。

社会保障審議会 介護給付費分科会 介護事業経営調査委員会

◇第 41 回(2025.3.18)

- ▶ 3 月 18 日、厚生労働省は第 41 回社会保障審議会 介護給付費分科会 介護事業経営調査委員会(委員長:田辺邦昭東京大学大学院法学政治学研究科教授)を開催し、「令和 6 年度介護従事者処遇状況等調査の結果」について報告が行われた後、協議された。

社会保障審議会 介護給付費分科会 介護報酬改定検証・研究委員会

◇第 30 回(2025.3.31)

- ▶ 3 月 31 日、厚生労働省は第 30 回社会保障審議会 介護給付費分科会 介護報酬改定検証・研究委員会(委員長:松田晋哉産業医科大学教授)を開催し、「和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和6年度調査)の結果」について報告が行われた後、協議された。
- ▶ 本調査は、下記 4 調査項目について効果検証及び調査研究が行われた。
 - 高齢者施設等と医療機関の連携体制等にかかる調査研究事業
 - 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業
 - リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組に関する調査研究事業
 - 地域の実情や事業所規模等を踏まえた持続的なサービス提供の在り方に関する調査研究事業

社会保障審議会介護保険部会

◇第 118 回(2025.3.17)

- ▶ 3 月 17 日、厚生労働省は第 118 回社会保障審議会介護保険部会(委員長:菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授)を開催し、地域包括ケアシステムにおける高齢者向け住まいについて協議を行った。
- ▶ 会議では、下記のとおり論点が示され、協議が行われた。
 - I 介護を必要とする高齢者向け住まいについて
(高齢者住まいの選択肢の多様化と適切な選択ができる環境整備)
 - 多種多様な高齢者住まいが存在している中で、高齢者向け住まいについての十分かつ正確な情報に基づき、高齢者自身が、自らのニーズに合った高齢者住まいを適切に選択できるようにするためには、どのような方策が求められるか。
 - 有料老人ホーム等の増加に伴い、経営・運営主体やサービスの提供形態も多様化している。不適

切な運営を行う事業者に対する規制や指導監督、違反事案の発生時の迅速な対応のためには、どのような方策が必要か。

○入居者に対する過剰な介護サービスの提供(いわゆる「囲い込み」)への実効性のある対応について、どのような方策が考えられるか。

(高齢者向け住まいの整備状況を踏まえた介護基盤の整備)

○有料老人ホームやサ高住が介護需要の受け皿となっている状況が適切に介護保険事業(支援)計画に反映され、地域におけるニーズに応じて介護サービスが適切に供給されるためには、どのような方策が有効か。

Ⅱ 住まいの確保が困難な事情を抱える高齢者への住まい支援について

(住まいと生活の一体的な支援、養護・軽費老人ホーム)

○住まい確保支援と介護保険制度との連携について、今般の住宅セーフティネット法改正を踏まえ、改正法に基づき国が定める基本方針や第10期介護保険(支援)計画の基本方針に盛り込むべきことは何か。

○養護老人ホーム・軽費老人ホームについて、認知度向上や各自治体における活用促進にどのような方策が有効か。

○市町村における養護老人ホーム(老人福祉法に基づく措置)の業務を円滑に進めるため、都道府県の役割・支援をどのように考えるか。

▶ 「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会(仮称)」を立ち上げる方針を示した。有料老人ホームについては、入居者に対する過剰な介護サービスの提供、入居者保護や入居紹介業をめぐる事案など、運営や提供されるサービスに関する透明性・質の確保に関する課題を検討する。

▶ 夏頃までにとりまとめを行い、介護保険部会に報告。必要に応じ次期制度改正につなげる。

有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会(仮称)

目的

- 地域包括ケアシステムにおいて、医療・介護等のサービスが包括的に提供される前提となる高齢者の住まいの確保は重要であり、そのニーズの高まりや多様化に伴い、有料老人ホーム^(※)の数は増加するとともに、提供されるサービスも民間の創意工夫により多様化している。一方、入居者に対する過剰な介護サービスの提供(いわゆる「囲い込み」)に加え、入居者保護や入居紹介業をめぐる事案など、有料老人ホームの運営や提供されるサービスに関する透明性・質の確保に関する課題もある。
(※) サ高住の約96%は有料老人ホームに該当
- こうした状況を踏まえ、有料老人ホームの多様な運営方法やサービスの提供実態を把握するとともに、多様なニーズに対応しつつ、運営やサービスの透明性・質の確保を図るための方策等を検討する。

主な課題

(1) 有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方

・ 「住宅型」有料老人ホームでは、自社や外部のサービスと組みあわせ、多様なサービス展開が行われているが、各地域で、必ずしもサービスの提供実態の全体像を把握できていない
・ 入居希望者の介護度等に応じた手数料の設定を行う等、入居紹介業において事業運営の透明性に疑念がもたれる事例が存在

(2) 有料老人ホームの指導監督のあり方

・ 届出制において運営主体の体制や事業計画の事前チェックが困難であり、自治体の迅速な権限行使も行いづらい状況

(3) 有料老人ホームにおけるいわゆる「囲い込み」対策のあり方

・ 自治体による入居者への過剰なサービス提供のおそれがあるホームに対する家賃やケアプランの確認点検が十分に進んでいない等

主な論点

・ 高齢者が都市部を中心に急増する局面において、有料老人ホームに求められる役割や機能をどのように考えるか
・ 自治体はどのように高齢者の住まい・介護ニーズを把握し、地域に必要なサービス提供体制を確保すべきか
・ 入居紹介業の運営の透明性の確保のためどのような方策が考えられるか
・ 有料老人ホームの届出制の運用状況を踏まえ、より効果的な指導監督のあり方をどのように考えるか
・ 利用者ニーズに即したケアプラン作成の遵守や、いわゆる「囲い込み」が疑われるホームへの実効性の高い対策としてどのような対応が考えられるか等

委員等

- ・ 老健局長参集検討会として、学識者、事業者団体、消費者団体、専門職団体、自治体等からの参画を得る。
- ・ また、オブザーバーとして国土交通省住宅局や関連する事業者団体からの参画を得る。

スケジュール

- ・ 第1回は春頃の開催を予定。第2回以降議題に応じてヒアリングを実施。
- ・ 夏頃までにとりまとめを行い、介護保険部会に報告。必要に応じ、次期制度改正に向けた議論につないでいく。

◇第 117 回(2025.2.20)

- ▶ 2月20日、厚生労働省は第117回社会保障審議会介護保険部会(委員長:菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授)を開催し、地域包括ケアシステムの推進、相談支援、認知症施策の推進について協議を行った。
- ▶ はじめに、地域包括ケアシステムの推進、相談支援、認知症施策を取り巻く状況について報告が行われた後、論点として下記のとおり示された。
 - ①今後の人口減少・高齢化の進展と多様なニーズに対応した介護の提供・整備と地域包括ケアシステムの推進について
 - 要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を推進することが引き続き重要。

2040年は、65歳以上の高齢者が全国でピークとなるとともに、医療・介護の複合ニーズを抱える方や中重度の要介護度となる方、認知症を抱える方、独居高齢者が増加していく。2040年を見据え、地域における状況を踏まえつつ、地域包括ケアシステムを深化させていくことが必要ではないか。
 - 地域包括ケアシステムについて、保険者である市町村や広域自治体である都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが引き続き重要。上記の点も踏まえながら、その機能強化を図っていく必要があるのではないか。
 - ②地域包括ケアシステムにおける相談支援等の在り方について
(地域で求められる相談機能のあり方、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターとの役割分担について)
 - 医療ニーズが高い高齢者や、認知症の高齢者・単身・夫婦のみ高齢者世帯の増加を踏まえて、医療・介護を始めとする地域の高齢者を支える多様な関係機関との連携を進めながら、地域において必要な相談機能を確保するため、どのような方策を進めていくべきか。
 - 居宅介護支援事業所は個別支援に重点、地域包括支援センターは地域全体の支援に重点といった役割分担の在り方や、こうした取組を進めるための方策について、どのように考えるか。特に、現在ケアマネジャーがやむを得ず実施している法定業務以外の業務に関する地域の関係者における協議の在り方について、どのように考えるか。

(居宅介護支援事業所の役割を踏まえたケアマネジャーの専門性の発揮)
 - こうした今後の相談支援のニーズも踏まえて、居宅介護支援事業所のケアマネジャーに求められる専門性についてどのように考えるか。また、こうした専門性が発揮されるよう、必要となる人材の確保、職責に見合う処遇の確保等のあり方、業務負担の軽減の方策(業務範囲の整理、ICTの活用等)、法定研修の在り方等についてどのように考えるか。

(地域包括支援センター及び地域ケア会議の在り方について)
 - 地域包括支援センターが、地域における医療・介護の連携の強化や、複雑化・複合化した課題を抱える高齢者やその家族等に対する切れ目のない支援を行うため、具体的な方策についてどのように考えるか。
 - 今後、複雑化・複合化した課題を抱える高齢者やその家族等に対する切れ目のない支援を行うための協議の場として、市町村が設置する「地域ケア会議」が果たすべき役割についてどのように考えるか。

(主任ケアマネジャーについて)
 - これらの居宅介護支援事業所・地域包括支援センターに求められる機能を踏まえて、主任ケアマネジャーに期待される役割や、そうした役割が発揮されるための方策についてどのように考えるか。

③認知症施策の推進について

- 2040年とその先を見据え、複合的な支援ニーズを抱える独居の認知症高齢者が増加することを踏まえ、独居の認知症高齢者が安全・安心に暮らすための生活支援、社会環境の整備にむけて、関係機関との連携が求められるが、
 - ・かかりつけ医、認知症サポート医、認知症疾患医療センター等が、地域の実情に応じてどのように連携の強化を図っていくべきか。
 - ・また、介護サービスや生活支援のニーズにも対応できるよう、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、介護支援専門員、介護サービス事業所のスタッフ、家族、地域の様々な関係者ととも、認知症高齢者を支援するネットワークをどのように構築していくべきか。
 - ・医療、介護サービスのほかに、権利擁護・意思決定支援、地域のインフォーマルサービスなど、認知症高齢者を取り巻く多岐にわたる課題に対し、地域の社会資源をどのように確保し、連携を図っていくべきか。
- 上記の関係機関や社会資源との連携をオーガナイズするために、地域における役割分担についてどう考えるか。
- 独居の認知症高齢者が抱える複合的な支援ニーズに対応するために、関係機関や必要となる社会資源について、新たに更新する認知症ケアパスにどのように位置づけていくべきか。

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会

◇第5回(2025.4.7)

- ▶ 4月7日、厚生労働省は第5回「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会(座長:野口晴子早稲田大学政治経済学術院教授)を開催した。
- ▶ 今回は、中間とりまとめ(案)が示され、協議が行われた。
- ▶ 65歳以上の高齢者人口のピーク、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者、認知症高齢者、独居高齢者の増加を踏まえ、人口減少やサービス需要の動向によって地域を3分類し、方向性を示した。
- ▶ 「中山間・人口減少地域」では、サービス維持・確保のための柔軟な対応の検討として、配置基準等の弾力化、訪問・通所などサービス間の連携・柔軟化、市町村事業によるサービス提供等のほか、地域の介護を支える法人への支援や社会福祉連携推進法人制度の活用などが示された。
- ▶ 「大都市部」では、需要急増を踏まえたサービス基盤の整備として、公と民の介護事業者による多様なサービス提供、ICTやAI技術を活用したサービスの提供等が示された。「一般市」については、近い将来に中山間・人口減少地域になることを見越し、柔軟な対応を図る必要があるとした。

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会 中間とりまとめ（案）（概要）

2040年に向けた課題

- 人口減少、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加
- サービス需要の地域差。自立支援のもと、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供
- 介護人材が安心して働き続け、利用者等とともに地域で活躍できる地域共生社会を構築

基本的な考え方

- ① 「地域包括ケアシステム」を2040年に向け深化
- ② 地域軸・時間軸を踏まえたサービス提供体制確保
- ③ 介護人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援
- ④ 地域の共通課題と地方創生

※ 介護は、特に地方において地域の雇用や所得を支える重要なインフラ。人手不足、移動、生産性向上など他分野との共通課題の解決に向け、関係者が連携して地域共生社会を構築し、地方創生を実現

方向性

(1) サービス需要の変化に応じた提供体制の構築 等

※サービス需要変化の地域差に応じて3分類

【中山間・人口減少地域】サービス維持・確保のための柔軟な対応

- ・地域のニーズに応じた柔軟な対応の検討
- （配置基準等の弾力化、包括的な評価の仕組み、訪問・通所などサービス間の連携・柔軟化、市町村事業によるサービス提供 等）
- ・地域の介護を支える法人への支援
- ・社会福祉連携推進法人の活用促進

【大都市部】需要急増を踏まえたサービス基盤整備

- ・重度の要介護者や独居高齢者等に、ICT技術等を用いた24時間対応・包括的在宅サービスの検討

【一般市等】サービスを過不足なく提供

- ・既存の介護資源等を有効活用し、サービスを過不足なく確保。将来の需要減少に備えた準備と対応

(2) 人材確保・生産性向上・経営支援 等

- ・地域における人材確保のプラットフォーム機能の充実等
- ・テクノロジー導入・タスクシフト/シェアによる生産性向上
※ 2040年に先駆けた対応。事業者への伴走支援や在宅技術開発
- ・都道府県単位で、雇用管理・生産性向上など経営支援の体制の構築
- ・大規模化によるメリットを示しつつ、介護事業者の協働化・連携（間接業務効率化）の推進

(3) 地域包括ケアシステム、医療介護連携 等

- ・地域の医療・介護状況の見える化・状況分析と2040年に向けた介護・医療連携の議論（地域医療構想との接続）
- ・介護予防支援拠点の整備と地域保健活動の組み合わせ
※ 地リハ、介護予防、一体的実施、「通いの場」、サービス・活動C等の組み合わせ
- ・認知症高齢者等に対する、医療・介護等に加え、地域におけるインフォーマルな支援の推進

◇第4回(2025.3.3)

- ▶ 3月3日、厚生労働省は第4回「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会(座長:野口晴子早稲田大学政治経済学術院教授)を開催した。
- ▶ 今回は、これまでの協議をふまえ、課題と論点に対する構成員の意見・ヒアリング内容を踏まえた検討の方向性等(案)が示され、協議が行われた。
- ▶ 主な検討の方向性は以下のとおり。
 1. 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービスモデルの構築や支援体制(検討の方向性案)
 - 介護保険法における尊厳の保持と自立支援の理念、国民連帯の理念などは変わらない考え方。
 - 2040年に向けて、地域における人口減少・サービス需要の変化に応じ、全国を主に3つの地域に分類して、その地域の状況に応じたサービス提供体制や支援体制の構築を検討。
 2. 介護人材確保・定着、テクノロジー活用等による生産性向上(検討の方向性案)
 - 2040年に向けて、生産年齢人口が減少する中、介護人材確保はサービス提供体制を確保するための最大の課題。処遇改善をはじめ、国や地方における介護人材確保に向けた取組を充実する必要。
 - その際、地域の実情を踏まえつつ、介護事業者に対し、地域の様々な専門機関等の関係者が連携し、雇用管理等による介護人材の定着、テクノロジー導入・タスクシフト等の職場環境改善・生産性向上を行っていく必要。

3. 雇用管理・職場環境改善など経営の支援

(検討の方向性案)

- 地域の実情を踏まえつつ、介護事業者に対し、地域の様々な専門機関等の関係者が連携し、雇用管理、職場環境改善・生産性向上の取組を進め、介護事業者の経営改善に向けた支援を行っていく必要。

4. 地域包括ケアと医療介護連携、介護予防・健康づくり、認知症ケア

(検討の方向性案)

- 要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築の実現に取り組んできた。
- 2040年に向けて地域におけるサービス提供体制を確保するに当たり、地域包括ケアシステムを深化させ、医療・介護、介護予防、認知症ケアが切れ目なく提供される必要があり、そのためには、地域資源を把握・分析し、様々なサービスや事業の組み合わせや連携を図っていく必要。

6. 障害者

<会 議>

社会保障審議会 障害者部会

◇第 146 回(2025.3.14)

- ▶ 3月14日、厚生労働省は第146回社会保障審議会障害者部会(部会長:菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授)を開催し、障害福祉計画及び障害児福祉計画について協議が行われた。
- ▶ 協議では、第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針の策定について下記のとおり論点が示され、協議が行われた。
 - 次期計画の策定に向けて、現行計画の進捗状況やサービス利用の動向等も踏まえつつ、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、新規参加が増加する中で、多様化する利用者のニーズに応じてサービスの質の確保・向上やインクルージョンの推進を図る観点から、
 - ・計画で定める目標設定の在り方
 - ・地域の実情に即した実効性のある計画の策定(障害福祉サービスデータベースの活用等)等について検討を進めてはどうか。
 - また、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(令和5年12月22日閣議決定)や経済・財政新生計画改革実行プログラム2024(令和6年12月26日経済財政諮問会議)において、次期障害福祉計画・障害児福祉計画に向けて、以下の点について検討を行うこととされており、こうした点も併せて、検討を進めてはどうか。
 - ・障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策
 - ・都道府県知事が行う事業所指定の際に市町村が意見を申し出る仕組みの推進
 - ・共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況も踏まえた事業所指定の在り方
 - ・利用者の状況に応じた適切な給付決定のための取組

障害者政策委員会

◇第 83 回(2025.3.12)

- ▶ 3月12日、内閣府は第83回障害者政策委員会(委員長:熊谷晋一郎東京大学先端科学技術研究センター教授)を開催し、委員長の選出のほか、障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画について報告が行われた後、意見交換が行われた。
- ▶ 委員長の選出においては、引き続き熊谷晋一郎東京大学先端科学技術研究センター教授が選出された。
- ▶ 障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画は、令和6年7月3日の旧優生保護法国家賠償請求訴訟の最高裁判決を受け、7月26日に「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」(総理が本部長、全閣僚で構成)が設置され、検討・とりまとめが行われた。
- ▶ 行動計画では、取り組むべき事項として下記3点を整理している。
 - (1)子育て等の希望する生活の実現に向けた支援の取組の推進
 - (2)公務員の意識改革に向けた取組の強化
 - (3)ユニバーサルデザイン2020行動計画で提唱された「心のバリアフリー」の取組の強化
- ▶ 今後、関係府省庁において当事者から示された問題意識について引き続き検討を行うこととしている。また、その際、旧優生保護法に係る調査・検証の内容・結果も踏まえるとともに、障害者に対する

偏見や差別のない共生社会の実現に向け、法制度の在り方を含め、教育・啓発等の諸施策を検討し実施するとしている。

障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画について 資料1-1

経緯

令和6年7月3日の旧優生保護法国家賠償請求訴訟の最高裁判決を受け、7月26日に「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」（総理が本部長、全閣僚で構成）を設置し、以下の総理指示を受けて検討を開始

- (1) 障害者の希望する生活の実現に向けた、必要なサービスの活用や見守り等の支援体制の構築と取組推進
 - (2) 各府省庁が障害者差別解消法の「対応要領」に基づきどのような研修・啓発を行っているかを点検するなど、取組を強化
 - (3) 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」における「心のバリアフリー」の取組等のフォローアップと強化
 - (4) 幹事会において、有識者の協力を得て、障害当事者の方から御意見を伺った上で、成果を取りまとめる体制を構築
- 上記の基本方針に沿って、障害者に対する偏見や差別のない共生社会を実現すべく、必要な対応策を検討し、新たな行動計画を取りまとめ

会議の概要

対策推進本部

<構成員>

本部長 内閣総理大臣
 副本部長 内閣官房長官
 内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策）
 若者活躍 男女共同参画 共生・共助
 本部員 他の全ての国務大臣

対策推進本部幹事会

<構成員>

議長 内閣官房副長官補（内政担当）
 副議長 内閣府政策統括官（共生・共助担当）
 構成員 他の各府省庁局長級職員等

<有識者構成員（五十音順、敬称略）>

石川 准 静岡県立大学名誉教授（視覚障害当事者）
 坂元 茂樹 公益財団法人世界人権問題研究センター理事長
 田門 浩 弁護士（聴覚障害当事者）

<開催実績>

- 第1回推進本部 7月29日 総理指示
 ↓ 第1回幹事会 7月29日 幹事会の進め方等について議論
 ↓ 第2回幹事会 8月30日 有識者構成員（左記）による講演
 第2回推進本部 9月20日 基本合意書締結の報告、進捗状況の確認
 第3回幹事会 10月21日 当事者ヒアリング①
 ・熊谷 晋一郎氏（障害者政策委員会委員長）
 ・佐藤 聡氏（DPI日本会議事務局長）
 第4回幹事会 11月7日 当事者ヒアリング②
 ・旧優生保護法訴訟原告5名の方
 第5回幹事会 11月13日 当事者ヒアリング③
 ・全国手をつなぐ育成会連合会
 ・南高愛隣会（子育てをする障害のある方ご家族）
 第6回幹事会 11月20日 当事者ヒアリング④
 ・日本 ALS 協会
 ・日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構
 ↓ 第7回幹事会 12月26日 新たな行動計画（案）の決定
 第3回推進本部 12月27日 新たな行動計画の決定
 ※別途、以下の団体に、内閣府において個別にヒアリングを実施
 全国重症心身障害児(者)を守る会、全国精神保健福祉社会連合会、全国脊髄損傷者連合会、日本発達障害ネットワーク、全国肢体不自由児者父母の会連合会、全日本ろうあ連盟、日本相談支援専門員協会、日本身体障害者団体連合会、日本視覚障害者団体連合、DPI女性障害者ネットワーク、全日本難聴者・中途失聴者連合会、全国盲ろう者協会

障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画

1 ヒアリングにおいて当事者の方々から示された主な問題意識

- 優生手術等に係る歴史的事実やその背景を後世に伝承し、記憶の風化を防ぐべき
- 人権侵害に迅速・確実に対応する体制を構築すべき
- 国民全体に、障害の社会モデルを含め、障害に関する正しい知識を普及すべき
- 障害のある人が結婚・出産・子育てをする上では、なんでも相談できる窓口や第三者の支援が必要
- 障害のある人となない人が共に学び共に育つ経験ができる環境、共に働ける環境を整備すべき

「障害の社会モデル」とは、障害は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方

2 取り組むべき事項

(1) 子育て等の希望する生活の実現に向けた支援の取組の推進

<ヒアリング意見の例>

- 障害者も同じ人間であり、障害の有無にかかわらず、恋愛、出産などやりたいことを自由にできる社会になってほしい
- 障害のある人が結婚・出産・子育てをする上では、なんでも相談できる窓口や第三者の支援が必要
- 入所施設という厳しい環境で生活している人の地域移行等を含めた、地域の支援体制を構築すべき
- 働きたい障害者もいるので、障害の程度に合った働く場所を計画してほしい

<新たな行動計画に盛り込む今後取り組むべき事項>

- 結婚・出産・子育て支援取組事例集の周知
- 自治体や支援者向け解説動画や障害当事者にもわかりやすいリーフレットを作成
- こども家庭センターにおいて障害保健福祉部局等の関係機関と連携した相談対応
- 障害者総合支援法に基づく基幹相談支援センターの全国の市町村における設置の促進
- 利用者の希望に沿った地域生活への移行を推進し、安心して地域生活を送れるよう、地域生活支援拠点等の全国の市町村における整備の促進
- 障害者の希望・適性等に合った選択を支援する就労選択支援の円滑な施行（R7.10）

(2) 公務員の意識改革に向けた取組の強化

<研修・啓発状況の調査結果>

- 「対応要領」の周知は全府省庁が行っているが、周知の頻度は、策定・改定時のみが9割程度で、定期的な周知を図る機関は少数
- 新規採用職員向けの研修実施割合は5割以上だが、既存職員への研修は2～3割程度に留まる
- 多くの研修では、障害者の実体験や具体的な事例検討等が含まれていない。旧優生保護法の歴史的経緯についての研修も極めて少数。研修の理解度を確認するテスト等の実施割合は6割以下
- 当事者による講義の実施等、研修内容への当事者の関与がない機関はおおむね7割以上

<新たな行動計画に盛り込む今後取り組むべき事項>

- 各府省庁において、「対応要領」を毎年1回以上、全職員に周知
- 国家公務員・地方公務員の人権研修に、旧優生保護法の歴史的経緯や当事者の声を取り入れ
- 全ての幹部職員を対象に障害当事者を講師とする研修を実施
- 障害当事者の参加の下、障害者の実体験、具体的な事例の検討や旧優生保護法の措置を含む歴史的経緯なども含めた教材等を作成し、全府省庁等において研修を実施。研修に当たっては、受講者の理解度を確認
- 内閣府より、研修の講師として、障害当事者や専門家を紹介する仕組みを整備

2 取り組むべき事項（続き）

（3）ユニバーサルデザイン2020行動計画で提唱された「心のバリアフリー」の取組の強化

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと

<ヒアリング意見の例>

- 優生手術等に係る歴史的事実を後世に残し風化を防ぐことが必要
- インクルーシブ教育を推進すべき。障害の有無にかかわらず共に学び共に育つ経験を通じて偏見や差別を根本から解消可能。こどもの頃から障害者に関わるカリキュラムを作るべき
- 偏見や差別の解消にはインクルーシブな雇用を推進することが重要、障害のある人となない人が共に働く環境を整備すべき
- 障害に関する正しい知識を普及することが必要
- 精神障害は「身近な病気で誰にでも起こり得る」という正しい情報を全国民が得る機会が必要
- 多くの人々は、障害者にどう接したらいいのかわからないという状況ではないか。直接接する機会を増やすべき
- 人権侵害に迅速・確実に対応する体制を構築すべき

<新たな行動計画に盛り込む今後取り組むべき事項>

- 旧優生保護法等の検証を踏まえた人権教育の教材の作成、学校教育や人権啓発活動での活用
- 特別支援学校と通常の学校の一体的運営によるインクルーシブな学校運営モデルの構築
- 障害者差別解消法に基づく業種別の「対応指針」への民間企業等の対応状況調査と好事例の横展開
- 雇用分野の障害者差別禁止指針・合理的配慮指針の事業主への周知。好事例集の更新と横展開
- 重度障害者等への雇用・教育・福祉が連携した就労・修学支援
- 国民への「障害の社会モデル」を踏まえた正しい理解の啓発
- 医療・障害福祉の専門職の養成課程等における教育内容の充実等による質の高い専門職等の養成
- 障害者団体等が行う障害特性の理解を図る啓発事業についての一覧的な情報発信と参加促進
- 精神疾患やメンタルヘルスに係る正しい知識の普及啓発。心のサポーター養成等自治体の取組の支援
- 職場内における精神・発達障害者しごとサポーターの養成
- 精神障害当事者、家族他の有識者による検討会の開催、精神保健医療福祉に係る諸課題の検討
- 障害の有無に関わらず楽しみ、交流することができる普及・啓発イベントの新たな実施
- 人権相談・調査救済活動に従事する職員や人権擁護委員への旧優生保護法に関する研修の実施
- 人権侵犯事件（インターネット上のものを含む。）への適切な措置。その際、人権侵犯性の有無にかかわらず、障害者差別解消法の趣旨を踏まえたより望ましい対応を提示するなど積極的に啓発

3 今後に向けた更なる検討

- 各府省庁は、上記の取組のほか、障害当事者等のご意見を受け止め、記憶を風化させないための方策、人権侵害に迅速に対応する体制など、当事者から示された問題意識について引き続き検討
- その際、旧優生保護法に係る調査・検証の内容・結果も踏まえるとともに、障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向け、法制度の在り方を含め、教育・啓発等の諸施策を検討し実施

4 実施体制

- 障害者への偏見や差別をなくし、全ての人が尊重される共生社会となるために、行動計画を継続的にフォローアップ
- 障害者施策については、「障害当事者抜きに障害当事者のことを決めない」ことが最も重要な原則であることから、行動計画の内容は、障害者政策委員会に報告し、ご意見をいただき、必要な施策については速やかに実施に移しつつ、次期障害者基本計画などにも反映

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

◇第46回(2025.3.27)

- ▶ 3月27日、厚生労働省は第46回障害福祉サービス等報酬改定検討チームを開催した。
- ▶ 今回は令和6年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査の結果について報告、令和7年度障害福祉サービス等経営概況調査の実施について実施概要が示され、協議が行われた。
- ▶ 「令和6年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査の結果」については、下記のとおり示された。
 - 福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の基本給等について、令和5年度と令和6年度を比較すると12,860円の増(+5.34%)となっている。
 - また、平均給与額については、令和5年度と令和6年度を比較すると19,970円の増(+6.49%)となっている。

令和6年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果のポイント

- 福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の基本給等^(※1)について、令和5年度と令和6年度を比較すると**12,860円の増(+5.34%)**となっている。
- また、**平均給与額^(※2)**については、令和5年度と令和6年度を比較すると**19,970円の増(+6.49%)**となっている。

福祉・介護職員等処遇改善加算取得	令和5年9月	令和6年9月	差 額
基本給等（常勤の者）	240,850円	253,710円	+12,860円
平均給与額	307,750円	327,720円	+19,970円

- ※1 基本給等 = 基本給（月額）+ 手当のうち毎月決まって支払われる手当（通勤手当、扶養手当、超過労働給与等）は含まない。
 ※2 平均給与額 = 基本給（月額）+ 手当 + 一時金（4～9月の支給金額の1/6。賞与等含む。）
 ※3 金額は10円未満を四捨五入している。
 ※4 調査対象となった施設・事業所に、令和5年度と令和6年度ともに在籍している介護職員について比較している。

令和6年度の加算の取得状況	本調査(R6.9時点)	参考)国保連データ
福祉・介護職員等処遇改善加算（新加算）	87.0%	87.7% ※
① 新加算Ⅰ	49.5%	41.4% ※
② 新加算Ⅱ	18.7%	27.8% ※
③ 新加算Ⅲ	12.3%	11.9% ※
④ 新加算Ⅳ	3.6%	2.6% ※
⑤ 新加算Ⅴ（経過措置）	2.9%	4.0% ※

※ 国保連データ（令和6年9月サービス提供分）

加算額の一部の令和7年度への繰越状況		福祉・介護職員等処遇改善加算の届出を行わない理由 (複数回答) ※上位4つを掲載 ※その他を除く	
加算額の一部を令和7年度に繰り越した(予定)	15.2%	事務作業が煩雑	32.4%
加算の全額を令和6年度分の賃金改善に充てた(予定)	77.8%	届出に必要な事務を行える職員がいない	17.3%
		算定要件を達成できない	15.2%
		賃金改善の必要性がないため	11.3%

賃金改善の実施方法（複数回答）	
ベースアップ等により対応	69.0%
定期昇給	40.6%
各種手当の新設	19.4%
既存の各種手当の引き上げ	23.6%
賞与等の引き上げまたは新設	50.6%

給与等の引き上げの対象者	
施設・事業所の職員全員	56.0%
調査対象サービスの従事者全員	9.9%
調査対象サービスの福祉・介護職員全員	10.4%
何らかの要件に該当した調査対象サービスの従事者	13.6%

福祉・介護職員以外に配分した職員の範囲（複数回答）※上位5つを掲載	
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・サービス提供責任者	80.5%
事務員	35.6%
看護職員	27.1%
福祉・介護職員以外の配置指導員等（賃金向上達成指導員、目標工賃達成指導員等）	18.9%
理学療法士・作業療法士、機能訓練担当職員（言語聴覚士含む）、心理指導担当職員	18.2%

○障害福祉サービス等従事者の平均給与額の状況（常勤の者、職種別）

福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、令和5年9月と令和6年9月の状況を比較すると、**19,970円の増**となっている。

（統計表第86表）

	令和6年9月	令和5年9月	差 (令和6年-令和5年)
福祉・介護職員	327,720円	307,750円	19,970円
サービス管理責任者	405,480円	385,120円	20,360円
看護職員	421,390円	399,130円	22,260円
理学療法士・作業療法士	399,850円	381,230円	18,620円
機能訓練担当職員(言語聴覚士含む)	374,120円	346,750円	27,370円
心理指導担当職員	447,850円	432,230円	15,620円
管理栄養士・栄養士	367,090円	347,820円	19,270円
調理員	299,390円	285,000円	14,390円
事務員	357,080円	339,260円	17,820円

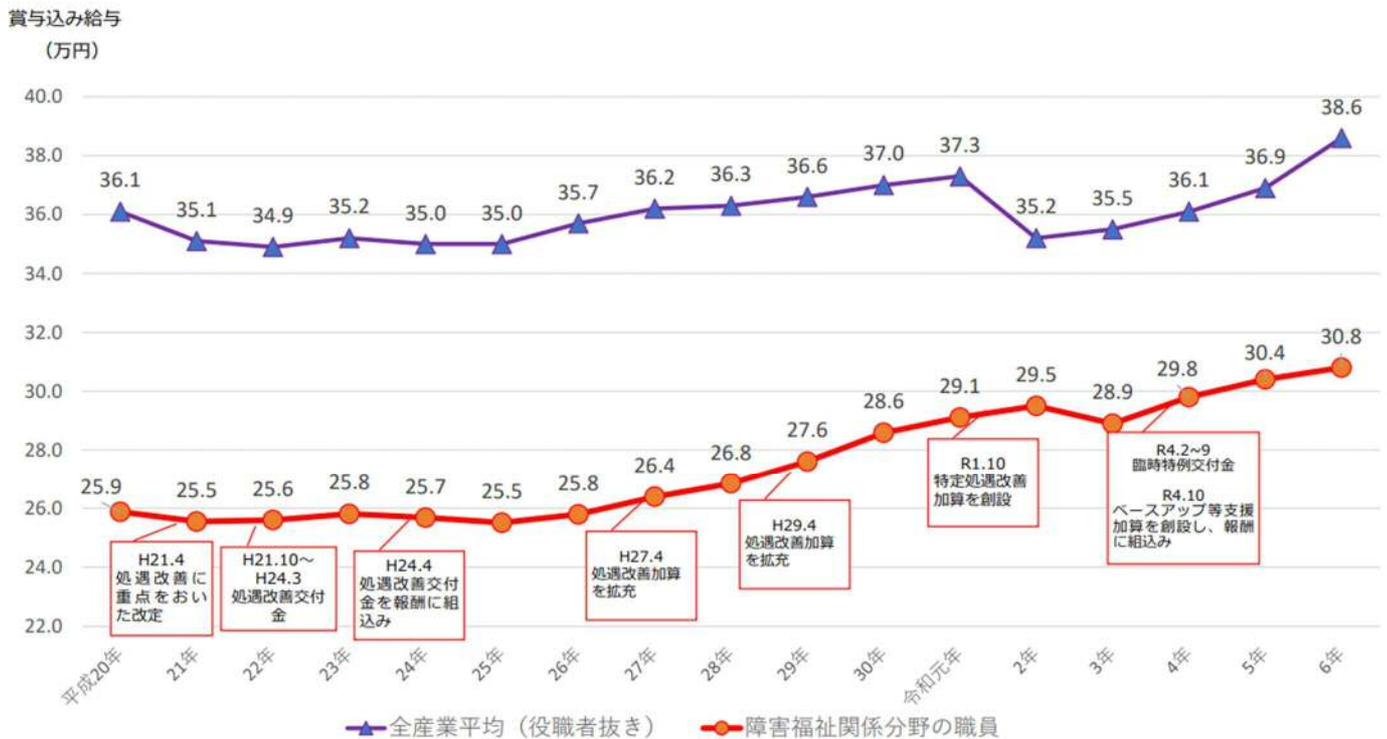
- 注1) 令和5年9月30日と令和6年9月30日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。
 注2) 平均給与額は基本給(月額)+手当+一時金(4～9月支給金額の1/6)
 注3) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

- ▶ 令和6年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査の結果についての報告では、令和6年度賃金構造基本統計調査による障害福祉関係分野の賃金が示され、全産業平均38.6万円に対し、

障害福祉分野の職員の平均が 30.8 万円と 7.8 万円の開きがあることがわかった。

- ▶ 令和 5 年度は 6.5 万円の開きであったため、1.3 万円広がった。厚生労働省は、今回の調査には令和 6 年 6 月施行の「福祉・介護職員等処遇改善加算」の効果が十分に反映されていないことや、同加算未取得の事業所も含まれていることなどが影響していると説明した。

賃金構造基本統計調査による障害福祉関係分野の賃金推移



- ▶ 令和6年度報酬改定後の動向については、サービス全体の動きとして「総費用、利用者数、利用者1人当たり費用額、事業所数、1事業所当たり費用額のいずれについても、改定前後の比較(令和6年1~3月と令和6年4~6月の比較、令和6年4~6月や令和6年7~9月と前年同一期の比較)において増加傾向」とした。
- ▶ サービスごとの報酬改定後の動向の主な動きは以下のとおり。

(サービスごとの主な動き)

○重度訪問介護

利用人数、1人当たり費用額、1事業所当たり費用額が増加。1人当たり費用額の増加は、利用時間数が増加していることの影響が考えられる。

○施設入所支援

利用者数、事業所数は減少傾向であるが、1人当たり費用額、1事業所当たり費用額が増加。今般の改定で拡充した強度行動障害に係る加算の影響が考えられる。

○就労継続支援A型

利用者数、事業所数は減少する一方、1人当たり費用額や1事業所当たり費用額は増加。今般の改定において、従来より指定基準で求めている生産活動収支が賃金活動を上回ることを報酬上厳格化したことの影響が考えられる。

○就労継続支援B型

利用人数、事業所数、1人当たり費用額、1事業所当たり費用額が増加。今般の改定による人員配置6:1の報酬体系の新設や平均工賃月額の見直しの影響が考えられる。

- ▶ また、次期報酬改定に向けた検討について、令和6年度報酬改定の影響等を把握するとともに、次期報酬改定に向けた基礎資料を得るため、下記の調査を行うことが示された。

○共同生活援助 (介護サービス包括型・日中サービス支援型)

利用人数、事業所数が増加。1人当たり費用額は、令和5年度までと比べ、令和6年度第1四半期は増加幅が小さくなっている。

○計画相談支援

利用人数、1人当たり費用額、1事業所当たり費用額が増加。今般の改定による機能強化型の基本報酬の引き上げの影響が考えられる。

○児童発達支援

事業所数、1人当たり費用額が増加。1人当たり費用額の増加は、児童指導員等加配加算の要件の見直しに影響していると考えられる。

○放課後等デイサービス

利用人数、事業所数、1人当たり費用額、1事業所あたり費用額が増加。主な要因としては、基本報酬の高い区分の取得の増加、児童指導員等加配加算の要件の見直しによる影響が考えられる。

調査	概要	R 6年度	R 7年度	R 8年度
障害福祉サービス等経営概況・実態調査	障害福祉サービス等施設・事業所の経営状況等の調査		(経営概況調査) R 5・6年度決算における収支差率等を調査	(経営実態調査) R 7年度決算における収支差率等を調査
障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査	障害福祉サービス等従事者の処遇の状況及び処遇改善加算の影響等の調査	R 5・6年度(各年度9月分)の従事者の給与等を調査	引き続き状況を把握 ※R7年度の処遇の状況は、報酬改定検証調査において7月頃の給与等を把握予定	
		上記調査の他、加算取得状況について国保連データで随時把握		
障害福祉サービス等報酬改定検証調査(※1)	検討チームにおいて検討が必要とされた事項や、報酬改定の効果検証に必要な事項等についての調査	調査項目を設定の上、調査を実施	引き続き調査を実施	
障害者総合福祉推進事業(※2)	障害者施策全般にわたる、引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題についての実態把握や試行的取組	調査項目を設定の上、調査を実施	引き続き調査を実施	

(※1) 改定検証調査概要

下記項目についてR6年度報酬改定の影響等を調査

(R6年度)

- ①生活介護、②就労系サービス、③訪問系サービス、④共同生活援助
⑤計画相談支援・障害児相談支援、⑥意思決定支援・権利擁護
⑦短期入所、⑧障害児通所支援

(R7年度)

- ①障害福祉人材の確保・処遇状況等、②口腔・栄養ケア等、
③就労系サービス、④訪問系サービス、⑤強度行動障害
⑥障害児通所支援・居宅訪問型児童発達支援

(※2) 推進事業公募課題(主なもの)

(R6年度)

- ・障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方
- ・共同生活援助における支援内容の明確化及び支援の質の評価
- ・重度障害者等の就労・就学の支援の在り方
- ・障害福祉現場における手続負担の軽減等

(R7年度)

- ・人口減少下での障害福祉サービスの提供体制の在り方
- ・事業者指定の在り方
- ・共同生活援助における運営の適正化・重度障害者への生活支援
- ・療養介護の在り方
- ・障害福祉現場の生産性向上
- ・サービス利用者等の生活実態等

▶ 令和7年障害福祉サービス等経営概況調査の実施については、令和5年度調査からの変更について下記のとおり案が示された。

○各サービスの収入及び支出等のデータについて、障害福祉サービス等報酬改定の検討に必要なことから、令和5年障害福祉サービス等経営実態調査の調査項目を基本としつつ、必要な項目を変更・追加する。

1. 介護テクノロジーの導入状況についての項目を追加(令和7年介護事業経営概況調査(案)と同様)

介護ロボットやICT等の介護テクノロジーについて、その導入状況を把握するための調査項目を追加するとともに、保守・点検等のランニングコストとして金額を記載する欄を追加する。

2. 訪問サービスにおける訪問状況について項目を追加(令和7年介護事業経営概況調査(案)と同様)

訪問系サービスについて、訪問先の状況、訪問に係る移動手段及び移動時間を把握するための調査項目を追加する。

3. 雇用関係助成金等に関する項目の追加

就労継続支援A型の利用者分に係る雇用関係助成金が収支に与える影響を把握するため、雇用関係助成金等に関する項目を設けることとする。

4. 新型コロナウイルス感染症に関する項目等の削除(令和7年介護事業経営概況調査(案)と同様)

新型コロナウイルス感染症に関する項目等一部の項目について、現時点で調査で把握する必要性が必ずしも高くなかった項目は記入者負担を考慮して削除する。

労働政策審議会(障害者雇用分科会)

◇第134回(2025.2.5)※持ち回り

▶ 2月5日、厚生労働省は第134回労働政策審議会(障害者雇用分科会)が持ち回りにより開催され、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規

則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件案要綱」について答申が行われた。

7. 子ども・家庭福祉

<法改正等>

児童福祉法等の一部を改正する法律案 衆議院可決(2025.4.4)

- ▶ 4月4日、児童福祉法等の一部を改正する法律案が衆議院本会議にて可決され参議院に送付された。
- ▶ 主な内容は以下のとおり。



児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

法案の趣旨

保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、保育士・保育所支援センターの法定化、国家戦略特別区域における関係する特例の一般制度化を行うほか、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設、一時保護委託の登録制度の創設及び児童虐待を行った疑いのある保護者に対する一時保護中の児童との面会制限等に関する規定の整備を行う。

法案の概要

(1) 保育士・保育所支援センターの法定化【児童福祉法】

現在予算事業として行われている保育士・保育所支援センターによる保育士確保のための都道府県等の業務に関する規定を整備し、都道府県等が潜在保育士の復職支援等を行うための必要な体制の整備を行う。

(2) 保育の体制の整備に係る特例の一般制度化【児童福祉法、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法】

- ① 国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後3年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度を創設する。
- ② 3～5歳児のみを対象とした小規模保育事業は国家戦略特別区域に限り認められているところ、これを全国展開する。

(3) 虐待対応の強化【児童福祉法、認定こども園法、学校教育法、児童虐待防止法、子ども性暴力防止法】

- ① 保育所等(※)の職員による虐待に関する通報義務等を創設する。
(※) もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う以下の施設・事業を対象とする。
保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館
- ② 児童福祉施設、里親等以外の者が一時保護委託を受ける場合の登録制度を創設する。また、当該登録を受けた者を子ども性暴力防止法の学校設置者等として位置付ける。
- ③ 一時保護児童と保護者との面会等制限について、児童虐待が行われた場合に加え、児童虐待を行った疑いがあると認められる場合も、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときに、保護者の同意がなくとも可能とする。併せて、面会等制限を児童への意見聴取等措置の実施対象に加える。

施行期日

令和7年10月1日(ただし、(2)②は令和8年4月1日、(3)②は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日、(3)③は公布の日から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日に施行する。)

<会 議>

子ども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会

◇第9回(2025.3.4)

- ▶ 3月4日、子ども家庭庁は第9回子ども・子育て支援等分科会(分科会長:秋田喜代美学習院大学文学部教授)を開催し、「子ども・子育て支援関係制度改正の状況」「こどもまんなか実行計画2025の策定」「令和7年度子ども・子育て支援関係予算案」「子ども・子育て支援施策関係の最近の動向」についてそれぞれ報告が行われた後、協議が行われた。

子ども家庭審議会 基本政策部会

◇第16回(2025.3.27)

- ▶ 3月27日、子ども家庭庁は第16回子ども家庭審議会 基本政策部会(部会長:秋田喜代美学習院大学文学部教授)を開催し、「こども・若者参画及び意見反映専門委員会とりまとめ文書」「こども・若者によるこども政策の検証・評価」「こどもまんなか実行計画2025の策定に向けて」について報告・協議を行った。

- ▶ 会議では、令和5年12月に閣議決定されたこども大綱に示された幅広いこども政策の具体的な取組について、政府一丸となって強力に推進していくべく、こどもまんなか実行計画2025(素案)が示され、協議が行われた。

こどもまんなか実行計画2025(素案) 概要①

資料3-2

こどもまんなか
こども家庭庁

- 「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども基本法に基づくこども大綱(令和5年12月22日閣議決定)に示された6つの基本的な方針(※)及び重要事項の下で進めていく、幅広いこども政策の具体的な取組について、下記に掲げる施策をはじめ、各省庁の行うこども施策約400施策を、政府一丸となって強力に推進していく。
- 今後、こども家庭審議会において施策の実施状況や指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年、骨太の方針(6月目途)までに改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映。これらにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。

(※) 参考：こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)に示された6つの基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ④良好な育成環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立つて結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む障壁(あひら)の突破に取り組む。
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発、学校教育における人権教育の推進、相談救済機関の事例周知(こどもの権利擁護に関する調査研究)、子育て世帯等に関する住宅支援の実施 等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
体験活動の推進、教育を通じた男女共同参画の推進 等
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
プレコンセプションケアの推進、母子保健情報のデジタル化 等
- (4) こどもの貧困対策
教育の支援、生活の安定に資するための支援(こどもの生活支援の強化、ひとり親家庭に対する子育て・生活支援)、保護者の就労支援、経済的支援 等
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
地域の支援体制の強化・インクルージョンの推進(地域における障害児支援体制の強化とインクルージョンの推進)、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組 等
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
こども家庭センターの整備、家庭支援事業の推進、児童相談所の体制強化(新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン)、里親等委託の推進、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換 等
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
こどもの自殺対策緊急強化プランの推進、こどもの自殺の要因分析、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、こども性暴力防止のための総合的な取組、非常災害対策、災害時における学びの確保等
- (8) こどもの悩みを受け止める環境づくり等の推進
こどもの悩みを受け止める環境づくり等の推進

*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとっての分かりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。

1

こども家庭庁

こども施策に関する重要事項

2 ライフステージ別の重要事項

- (1) こどもの誕生前から幼児期まで
出産に関する支援等の更なる強化、産前産後の支援の充実と体制強化、妊婦のための支援給付、乳幼児健診等の推進、「保育政策の新たな方向性」に基づく取組の推進(こども誰でも通園制度の推進)、「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進、特別な配慮を必要とするこどもへの支援、幼児教育・保育の質の向上、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等 等
 - (2) 学童期・思春期
学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、居場所づくり、いじめ防止対策の強化、不登校のこどもへの支援体制の整備・強化(地域における不登校のこどもへの切れ目のない支援)、校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止 等
 - (3) 青年期
高等教育の充実、若者への就職支援、「賃上げ」に向けた取組(三位一体の労働市場改革の着実な実施)、結婚支援 等
- #### 3 子育て当事者への支援に関する重要事項
- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
高校教育の無償化、高等教育費の負担軽減、児童手当の拡充 等
 - (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進、一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進 等
 - (3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・共育」の推進、柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正 等
 - (4) ひとり親家庭への支援
親子交流の推進と養育費に関する相談支援や取決めの促進 等

こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

- ・「こども若者★いけんぶらす」の着実な実施
- ・こども・若者の各種審議会、懇談会等への登用
- ・地方公共団体へのガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援
- ・多様な声を施策に反映させる工夫（こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン）
- ・若者が主体となって活動する団体等との連携強化・取組促進 等

2 こども施策の共通の基盤となる取組

- ・「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM
- ・こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- ・地域における包括的な支援体制の構築・強化 等

3 施策の推進体制等

- ・国における推進体制、自治体こども計画の策定促進、安定的な財源の確保 等

2

こども家庭審議会 基本政策部会こども・若者参画及び意見反映専門委員会

◇第 10 回(2025.2.12)

- ▶ 2月12日、こども家庭庁は第10回こども家庭審議会 基本政策部会こども・若者参画及び意見反映専門委員会(委員長:土肥潤也特定非営利活動法人わかもののみち代表理事)を開催し、「審議会・懇談会等におけるこども・若者委員の登用」「みんなのパートナーぽんぱーからの報告」「今後のこども・若者参画及び意見反映」について報告・協議を行った。
- ▶ 会議では、こども・若者の審議会等への参画の推進に向けた基本的な考え方(案)が下記のとおり示された。
 - こども・若者が現時点において当事者となりうる事項について議論を行う会議等においては、候補者の検討段階において特に、こども・若者委員の登用を積極的に検討してはどうか。
 - こども・若者委員を登用した会議においては、意見を言いやすい環境づくりに向けて、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じて、運営への配慮を積極的に検討していただきたい。
 - 政策決定過程への参画促進という趣旨に鑑み、会議の委員として任命が難しい場合であっても、会議の所掌事務等に応じて、こども・若者のみで構成される下部組織や WG 等を設置あるいはこども・若者からのヒアリング等を開催することも検討できると、「こども・若者参画」の促進に資するのではないか。
 - 併せて、こども・若者委員の登用実績のある会議の事務局から、留意事項や、登用したことによるプラスの影響などの情報を他の事務局へ共有するなど積極的に進めていただきたい。
 - なお、最初からすべてを実施しようとすることで、組織の中で、こども・若者委員の登用について過度な負担感が生じることは本意ではないため、まずは「できることから」始めてみていただきたい。

こども家庭審議会 幼児期までのこどもの育ち部会

◇第 12 回(2025.2.18)

- ▶ 2月18日、こども家庭庁は、第12回こども家庭審議会 幼児期までのこどもの育ち部会を開催し、保育所・認定こども園における保育に関する最近の動向、「はじめの100か月の育ちビジョン」の関連施策の進捗、「こどもまんなか実行計画2025」の策定について報告・協議が行われた。

こども家庭審議会 こどもの居場所部会

◇第 16 回(2025.3.14)

- ▶ 3月14日、こども家庭庁は、第16回こども家庭審議会 こどもの居場所部会を開催し、事務局から「こどもまんなか実行計画2025への意見書」「令和6年度補正・7年度当初予算事業」「児童館ガイドライン・放課後児童クラブ運営指針の改正」「こどもの居場所づくりに関する広報啓発・好事例共有」「こどもの居場所づくりに関する指針解説書」について報告が行われた後、第2期こどもの居場所部会への申し送りについて協議が行われた。

こども家庭審議会 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

◇第 123 回(2025.3.24)

- ▶ 3月24日、こども家庭庁は、第123回こども家庭審議会 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会を開催し、「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第21次報告」について協議が行われた(資料非公開)。

◇第 122 回(2025.2.17)

- ▶ 2月17日、こども家庭庁は、第122回こども家庭審議会 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会を開催し、「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第21次報告」について協議が行われた(資料非公開)。

こども家庭審議会 障害児支援部会

◇第 11 回(2025.3.17)

- ▶ 3月17日、こども家庭庁は、第11回こども家庭審議会を開催し、障害福祉計画及び障害児福祉計画について報告・協議を行った。(内容は本冊子 p.〇「社会保障審議会 第146回障害者部会」参照)

こども家庭審議会 こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会 こどもの貧困対策推進ワーキンググループ

◇第 1 回(2025.2.27)

- ▶ 2月27日、こども家庭庁は、第1回こども家庭審議会 こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会 こどもの貧困対策推進ワーキンググループを開催した。
- ▶ 本ワーキンググループは、こどもの貧困対策及びひとり親家庭支援施策に係る各種課題について、それぞれの課題に応じた調査審議を深めるため、設置された。
- ▶ 今回は「困難に直面したこども・若者等から意見を聴くための仕組み」「こどもまんなか実行計画 2025の策定に向けた意見交換」について協議が行われた。
- ▶ 困難に直面したこども・若者等から意見を聴くための仕組みについては、令和6年度補正予算により創設された「困難に直面したこども・若者意見反映推進事業(アウトリーチ型)」の実施方針案について本ワーキンググループにて検討を進めるとされた。

困難に直面したこども・若者等から意見を聴くための仕組みについて

- 令和6年6月に改正された「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」において、こども大綱策定に際し、貧困の状況にあるこども等の意見を反映させるために必要な措置を講じる旨の規定が新たに設けられたこと等を踏まえ、令和6年度補正予算により「困難に直面したこども・若者意見反映推進事業(アウトリーチ型)」を創設。
- 当該事業の制度設計にあたり、本ワーキンググループから実施方針(案)に係るご意見をいただき、困難に直面したこども・若者等から意見を聴くための仕組みづくりを進めていく。
→ 事業開始後も意見聴取の実施時や実施後の振り返りなどの各フェーズにおいてご意見をいただくことを想定

「困難に直面した子ども・若者意見反映推進事業（アウトリーチ型）」の実施方針（案）

- 本事業では「貧困」の状況に直面した子ども・若者等にアウトリーチすることを想定しているが、「貧困」という経済的状況は困難に直面している当事者を抽出する客観的な切り口の1つにすぎない。子ども・若者等が実際に直面している「困難」は、複雑かつ複合的であり、個別性が高い（＝経済的な困難のみにとどまるものではない）ことに留意。
- 意見聴取の対象には、子ども・若者のほか、当事者家庭、支援者も含むものとする。
- 意見聴取の対象となること自体がスティグマを生む可能性があることに注意が必要（社会から「貧困家庭の子どもである」と位置付けられていると受け止めてしまうことがあってはならない）。
- 「子ども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」の内容を踏まえ、一連の流れ（①企画、②事前準備、③意見聴取、④意見反映、⑤フィードバック）を実施することを想定。
 - 意見聴取の際は、こどもの声を引き出す専門的なファシリテーターが参画し、事前のアイスブレイクやテーマに関してわかりやすい説明を行うなど、こどもが意見を言いやすい環境の下で実施
 - ガイドライン第3章「声を聴かれにくい子ども・若者の意見反映」の内容に留意が必要
- 現場に出向いて意見を聴く方法（アウトリーチ型）を基本とする。その上で、必要に応じてオンライン会議、チャット、Webアンケートなどの多様な手法を組み合わせながら実施する。
- 意見聴取のための特別な場を設けるのではなく、ファシリテーターと支援団体との連携・協力の下で、学習支援の場や支援団体が開催するイベント等の機会を活用して実施する。
- 大都市圏だけではなく、社会資源が必ずしも十分ではない地方の当事者の意見も聴取できるよう留意する。

1

子ども若者シェルターに関する検討会

◇第8回(2025.3.14)

- ▶ 3月14日、子ども家庭庁は、第8回子ども若者シェルターに関する検討会(座長:川松 亮明星大学 人文学部 教授)を開催した。
- ▶ 前回の協議をふまえ『子ども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン(案)』が示され、協議が行われた。

◇第7回(2025.2.25)

- ▶ 2月25日、子ども家庭庁は、第7回子ども若者シェルターに関する検討会(座長:川松 亮明星大学 人文学部 教授)を開催した。
- ▶ 前回の協議をふまえ『子ども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン(案)』が示され、協議が行われた。

<通知・公表>

令和5年度福祉行政報告例(児童福祉関係の一部)の結果公表(2025.3.25)

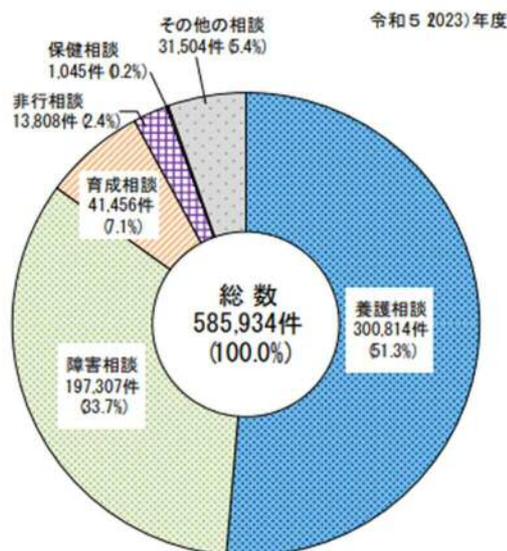
- ▶ 3月25日、厚生労働省は、令和5年度福祉行政報告例(児童福祉関係の一部)の結果を公表した。
- ▶ 主な結果のポイントは以下のとおり。
 - 児童相談所における児童虐待相談の対応件数
22万5,509件(対前年度+1万666件(+5.0%))
 - ・相談の種別では、「心理的虐待」が13万4,948件(構成割合59.8%)で最も多い。
 - ・また、主な虐待者別構成割合をみると「実母」が48.7%と最も多い。次いで「実父」が42.3%となっており、前年度と同様の傾向となっている

1 児童相談所における相談の種類別対応件数

令和5年度中の児童相談所における相談の対応件数は585,934件となっている。

相談の種類別にみると、「養護相談」が300,814件（構成割合51.3%）と最も多く、次いで「障害相談」が197,307件（同33.7%）、「育成相談」が41,456件（同7.1%）となっている。（図1）

図1 児童相談所における相談の種類別対応件数



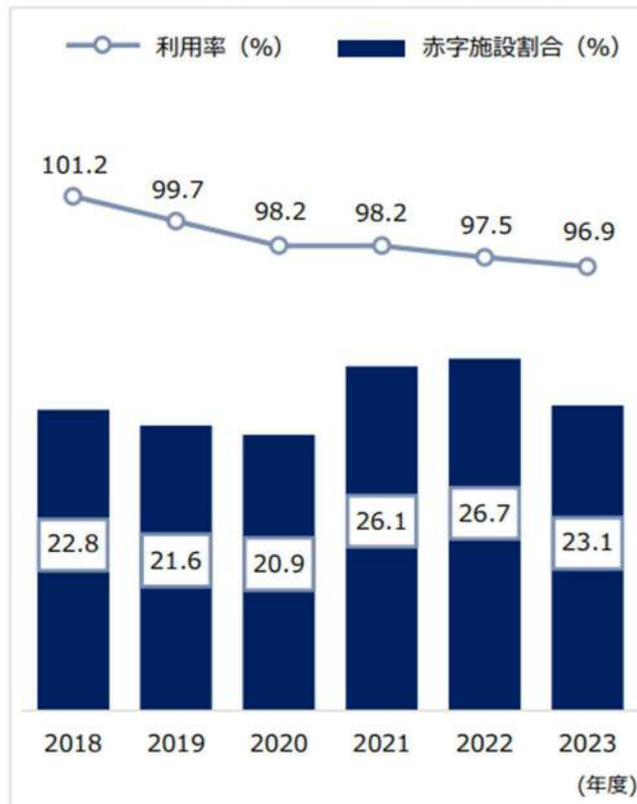
第1回こども家庭ソーシャルワーカー資格認定試験の合格発表(2025.3.9)

- ▶ こども家庭庁長官が認定する「こども家庭ソーシャルワーカー」資格の研修・試験・登録等の実施機関である一般財団法人日本ソーシャルワークセンターより、同センターが実施した第1回こども家庭ソーシャルワーカー資格認定試験の結果が発表された。
- ▶ 第1回試験では、781名が受験し、703名（合格率90.0%）が合格した。

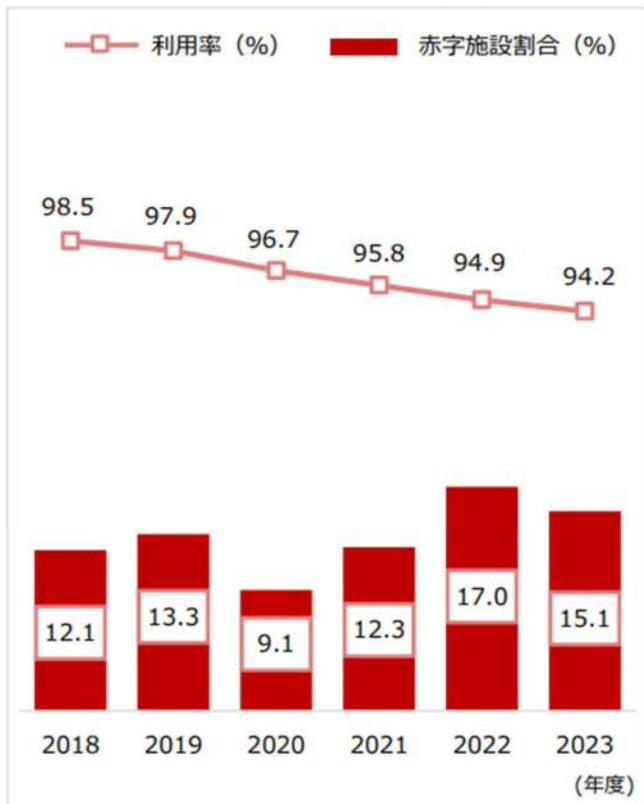
2023年度 保育所および認定こども園の経営状況(2025.2.19)

- ▶ 2月19日、WAM(福祉医療機構)は、2023年度 保育所・認定こども園の経営状況に関するリサーチレポートを公表した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。
 - ＜保育所の経営状況＞
 - 利用率は低下するも、利用児童単価の上昇により、サービス活動増減差額比率は上昇
 - 赤字施設は利用率が低いことから、収益の確保に課題
 - 過疎地域では、サービス活動増減差額比率が低下しており、地域によって明暗が分かれる
 - ＜認定こども園の経営状況＞
 - 保育所と同様、利用児童単価の上昇により、サービス活動増減差額比率が上昇
 - 赤字施設は利用率が低いことにより、実利用児童に対する人員配置が過大の傾向
 - 過疎地域・過疎地域以外ともに、2021年度比での経営状況は悪化傾向

▼ 保育所の利用率および赤字施設割合の推移



▼ 認定こども園の利用率および赤字施設割合の推移



(図表 1) 保育所の経営状況 (同一施設)

指標	保育所 (n=5,083)		
	2022	2023	差(2023-2022)
定員数	人 102.0	101.6	△ 0.4
利用率	% 97.6	97.3	△ 0.3
3歳未満児比率	% 42.9	42.6	△ 0.2
処遇改善等加算(Ⅰ)算定率 (キャリアパス要件有)	% 90.0	90.4	0.4
処遇改善等加算(Ⅱ)算定率	% 95.3	95.6	0.3
利用児童単価	円 130,015	135,855	5,840
児童10人当たり従事者数	人 2.66	2.68	0.03
うち保育士・保育補助者	人 2.06	2.08	0.02
うちその他従事者	人 0.60	0.60	0.00
常勤職員の勤続年数	年 9.9	10.3	0.4
人件費率	% 72.8	72.3	△ 0.4
経費率	% 19.7	19.3	△ 0.4
うち給食費率	% 4.5	4.7	0.2
うち水道光熱費率	% 2.4	2.1	△ 0.3
減価償却費率	% 3.2	3.1	△ 0.1
サービス活動増減差額比率	% 4.3	5.3	0.9
経常増減差額比率	% 4.7	5.5	0.8
従事者1人当たりサービス活動収益	千円 5,869	6,074	204
従事者1人当たり人件費	千円 4,270	4,392	122
赤字施設割合	% 26.0	22.1	△ 3.9

(図表 5) 認定こども園の経営状況 (同一施設)

指標	認定こども園 (n=1,578)		
	2022	2023	差(2023-2022)
定員数	人 136.4	136.0	△ 0.4
うち1号認定	人 18.7	18.8	0.1
うち2号認定	人 68.4	68.2	△ 0.1
うち3号認定	人 48.5	48.3	△ 0.2
利用率	% 95.1	94.4	△ 0.7
3歳未満児比率	% 40.4	40.4	△ 0.0
処遇改善等加算(Ⅰ)算定率 (キャリアパス要件有)	% 93.3	93.3	0.1
処遇改善等加算(Ⅱ)算定率	% 97.8	97.8	0.0
利用児童単価	円 117,880	124,397	6,517
児童10人当たり従事者数	人 2.38	2.41	0.03
うち保育教諭	人 1.71	1.74	0.03
うち保育士・保育補助者	人 0.15	0.15	△ 0.00
うちその他従事者	人 0.51	0.52	0.01
常勤職員の勤続年数	年 9.9	10.2	0.2
人件費率	% 69.9	69.7	△ 0.2
経費率	% 18.5	18.2	△ 0.3
うち給食費率	% 4.6	4.8	0.1
うち水道光熱費率	% 2.4	2.1	△ 0.3
減価償却費率	% 4.0	3.9	△ 0.1
サービス活動増減差額比率	% 7.6	8.2	0.7
経常増減差額比率	% 7.8	8.5	0.7
従事者1人当たりサービス活動収益	千円 5,953	6,195	242
従事者1人当たり人件費	千円 4,158	4,317	158
赤字施設割合	% 17.2	15.1	△ 2.1

8. 地域福祉

<会 議>

孤独・孤立対策推進会議

◇第2回(2025.2.7)

- ▶ 2月7日、内閣府は第2回孤独・孤立対策推進会議を開催した。
- ▶ 協議では、孤独・孤立対策関連予算について、本日は、関係府省庁から孤独・孤立対策に関する令和7年度予算案及び令和6年度補正予算について報告が行われた後、令和6年6月に策定した孤独・孤立対策重点計画をふまえた今後の孤独・孤立対策の在り方について検討状況の報告が行われた。

孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議

◇第3回(2025.4.7)

- ▶ 4月7日、内閣府は第3回孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議(座長:菊池馨実早稲田大学法学学術院教授)を開催した。
- ▶ 今回は、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム及び孤独・孤立対策地域協議会の設置の概況についての報告のほか、孤独・孤立対策の取組状況に関する地方公共団体からのヒアリングが行われた。
- ▶ 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム及び孤独・孤立対策地域協議会の設置の概況についての報告では、孤独・孤立対策推進法の施行から令和7年4月1日で1年を迎えるにあたり、地方公共団体における「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」及び「孤独・孤立対策地域協議会」の設置状況についてのアンケート調査結果が下記のとおり示された。

【アンケート結果】(回答数:1554件(都道府県46件、市区町村1508件))

○プラットフォームの設置状況(令和7年4月1日時点)

- ・「設置済み・設置予定」:152件(都道府県19件、市区町村133件)
- ・「令和7年度中に設置予定」:35件(都道府県10件、市区町村25件)

○地域協議会の設置状況(令和7年4月1日時点)

- ・「設置済み・設置予定」:64件(都道府県2件、市区町村62件)
- ・「令和7年度中に設置予定」:41件(都道府県2件、市区町村39件)

- ▶ アンケート結果をふまえた取組みの方向性として、下記事項が示された。
 - 回答をより丁寧に見ていく必要があり、設置数のみにとらわれるのではなく、地域において官民の「水平型連携」による孤独・孤立対策の連携基盤が実質的に構築されているかという観点も重要。
 - 特に、「同様の役割を担うものが既にある」と回答があった団体について、既存の枠組みを孤独・孤立対策の基盤として整備する上での具体的な課題の把握が必要。
 - これまでの有識者会議での議論を踏まえ、他の地方公共団体と連携して共同設置している例や他の会議体等を活用して設置している例などの好事例のほか、取組を進める上での課題についても把握し、地方公共団体が参考にできるよう横展開していくことが必要。
 - 設置済みの地方公共団体に対しても、より多様な主体の連携等が図られるよう、引き続き伴走支援を行っていくことが必要。

◇第2回(2025.3.4)

- ▶ 3月4日、内閣府は第2回孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議(座長:菊池馨実早稲田大学法学学術院教授)を開催した。
- ▶ 今回は、孤独・孤立対策の具体的施策に関する関係省庁からのヒアリングおよびこれまでの「人々のつながりに関する基礎調査」の振り返りが行われた。
- ▶ 関係省庁からのヒアリングにあたっては、第1回有識者会議における意見や「人々のつながりに関する基礎調査」によって、特に若年層に孤独感が強い傾向が現れたこと等を踏まえ、今後の孤独・孤立対策の施策の検討にあたり重要な観点を以下のとおり整理し、下記観点について関係省庁より現在の取組状況の説明が行われた。

①多機関連携、見守り・居場所の確保の観点

②子どもや支援が薄くなる層への取組強化や予防の観点

- ▶ また、2021年12月に始まった『人々のつながりに関する基礎調査』の過去3年データの振り返りでは、下記事項が示され、協議が行われた。
 - 孤独感については、孤独を感じる人がわずかに増えており、孤立者については、一貫した傾向は見られない
 - 孤独感が「しばしばある・常にある」「時々ある」と回答した人の合計では、日本社会では2割程度の人が孤独を感じており、1割程度の人相手が相談相手がおらず孤立している
 - また、孤独感については高齢層よりも若年層(20代、30代)、中年層(40代、50代)の孤独感が高い
 - 孤立者は、30～50代の中年層に多い。
 - 全般的な傾向として、男性、未婚者、離別者、健康状態の悪い人、世帯収入の低い人に孤独感が高い人が多く、孤立者が多い
 - 高い孤独感を抱きつつ不安や悩みを抱える人の65%～70%は支援が必要なのに受けられていない
 - 孤独感の高い人と早めにつながる仕組みの構築が求められる
 - 孤独・孤立については、当事者は支援を必要としているのに受けられない、相談に対する根強い不信をもっている可能性が高い

地域共生社会の在り方検討会議

◇第9回(2025.3.27)

- ▶ 3月27日、厚生労働省は第9回地域共生の在り方検討会議(座長:宮本太郎中央大学法学部教授)を開催した。今回は、これまでの議論を踏まえた論点整理(案)が示され、協議が行われた。
 - ▶ 論点整理(案)では、下記点等が示され、協議が行われた。(以下、一部抜粋)
 1. 地域共生社会の実現に向けた取組
 - (2)包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業の今後の在り方
 - ① 包括的な支援体制の整備と重層事業の関係性
 - ・重層的支援体制整備事業は、体制整備に係る事業であり、包括的な支援体制の整備のためのスタートアップ的な性質のものであることから、体制整備の目標や期間を明確化して取り組んでいくこととしてはどうか。他方、交付金を受けずに包括的な支援体制の整備を図っていると認められる市町村に対して、制度の持続可能性も踏まえつつ、一定期間の支援を行い、市町村全体の底上げを図ることとしてはどうか。
 - (中略)
 - ③ 包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業実施に向けたプロセス
 - ・包括的な支援体制の整備や重層事業の実施にあたっては、各地域において、十分な対話や地域資源・ニーズの把握・分析等を行った上で、そのまちにあった取組を進めていくことが重要であることを踏まえ、必要なプロセスを示し、自治体にその実施を求めることとしてはどうか。
 2. 地域共生社会における身寄りのない高齢者等に関する課題への対応
 - (2)支援策の在り方
 - 2. 地域共生社会における身寄りのない高齢者等に関する課題への対応
 - ・身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に関して、経済的な理由により民間事業者によるサービスを受けられない方については、日常生活自立支援事業を拡充・発展させて、新たな事業(新日自事業(仮称))として社会福祉法に位置付け、多様な主体が参画できるようにしてはどうか。
- ※今回示された新日時事業(仮称)については、下記のとおり補足説明が行われた。

新たな事業（新日自事業（仮称））について②

事業のイメージ

○ 身寄りのない高齢者等や判断能力が不十分な人を主な対象として、第二種社会福祉事業の「福祉サービス利用援助事業」の内容を見直し、以下の㊦～㊨を主な内容とする事業を実施する。

- ㊦ 日常生活の支援（日常的な金銭管理に関する支援（書類預かりを含む）、福祉サービス等の利用等に関する支援（手続支援、苦情解決制度の利用を含む）、（左記に付随した）定期的な訪問による生活変化の察知 等）
- ㊧ 入院・入所等の円滑な手続支援（緊急連絡先の指定、入退院時の付き添い、入退院時の支払代行手続 等）
- ㊨ 死後事務の支援（葬儀、納骨、家財処分の手続支援（履行確認含む）、官公庁等での手続 等）

○ 原則として資力に応じた利用料とし、資力が十分でない者は、無料・低額で事業を利用できるようにする。

○ 利用に当たっては、本人（又は代理人）と契約を締結する。契約に当たっては、本人が締結しようとする契約の内容と結果を認識し判断する能力を有していることが必要とする。【現行の福祉サービス利用援助事業と同様の考え方】

○ 利用者本人への意思決定支援を確保する必要がある。

○ 信頼性を高め、利用者にとって安心して利用できるようにするため、事業の実施主体において、外部の第三者による運営監視を確保する。

※ 担い手拡充のため、事業の実施主体に制約を設けないが、地域で少なくとも1事業者が実施する方策を検討する。

4. その他の論点について

(1) 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化等の在り方

- ・社会福祉法人による地域のニーズに対応した「地域における公益的な取組」を推進するため、その目的や取組に当たってのポイントの周知や更なる明確化を行うこととしてはどうか。
- ・複雑化する地域の福祉課題の解決や経営力向上に資する社会福祉連携推進法人制度の活用を一層促進するため、連携対象に係る要件や事業要件の緩和、事務負担軽減等の法令上・運用上の措置を講ずることとしてはどうか。

さらに、人口減少局面の地域においては、持続可能なサービス提供体制を構築するために、1法人としてのサービス提供だけでなくそれぞれの法人の人材・資産等のリソースをいかして連携・協働して取り組むための社会福祉連携推進法人・社会福祉法人にかかる法令上・運用上の措置を講ずることとしてはどうか。

(2) 災害時の被災者支援との連携の在り方

- ・地域共生社会の推進を図るとともに、災害対応を想定した平時の福祉の体制整備が促進されるよう、
 - 包括的な支援体制の整備にあたっては防災分野とも連携を図ることについて法令の規定を整備した上で、平時から発災後に連携が必要となる関係者との連携体制の構築を自治体に促すこと、
 - ODWAT の平時からの体制づくりや研修の実施、都道府県等と関係機関の連携等を図るための法令の規定の整備等を行うこととしてはどうか。

成年後見制度利用促進専門家会議

◇ 中間報告書 公表(2025.3.7)

▶ 3月7日、厚生労働省は成年後見制度利用促進専門家会議(座長:菊池馨実 早稲田大学法学学

術院教授)中間報告書を公表した。

- ▶ 本中間報告書は、令和4年3月に閣議決定された第二期計画における各施策について、中間年度に当たる令和6年度における施策の進捗状況を明らかにするとともに、個別の課題を整理して、今後の対応に関する方向性を示すもの。
- ▶ 報告書では、「各施策の進捗状況及び個別の課題の整理・検討」として、下記4つの柱についてそれぞれの中間年における評価と今後の対応を整理している。
 1. 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
 2. 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
 3. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 4. 優先して取り組む事項
- ▶ 本報告書をふまえ、国、地方公共団体及び関係団体においては、第二期計画の期間である令和8年度末までの約2年間に、KPIに掲げられた目標を達成し、第二期計画の目的である地域共生社会の実現に向け、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実等の成年後見制度利用促進の取組を更に進めていくことができるよう、必要な財源が確保されるよう努めるとともに、様々な専門職団体・民間団体・当事者団体等とも連携を図りつつ、今後、一層の取組の推進をお願いする、としている。

重要業績評価指標 (KPI) の進捗状況について

別紙3

		KPI (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況 (R.6.4時点)
優先して取り組む事項	任意後見制度の利用促進 ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場 -	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知		関係機関等による周知の継続			任意後見制度の周知・広報 1,188 / 1,741市町村 50 / 50法務局・地方法務局 286 / 286公証役場
	担い手の確保・育成等の推進 ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県 ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定	都道府県による担い手の継続的な確保・育成等			担い手の育成方針の策定 18 / 47都道府県 市民後見人養成研修の実施 16 / 47都道府県 法人後見実施のための研修の実施 22 / 47都道府県
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県 ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施	都道府県による市町村長申立ての要綱等の整備、必要に応じた業務の改善	都道府県による研修の継続実施			市町村長申立てに関する研修の実施 43 / 47都道府県 成年後見制度利用支援事業の要綱等の見直し 高齢者関係 申立費用 1,012/1,741市町村 報酬 1,048/1,741市町村 障害者関係 申立費用 1,021/1,741市町村 報酬 1,045/1,741市町村
	権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し	策定状況等のフォローアップ				市町村による計画策定・必要な見直し 1,358 / 1,741市町村
	都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置	都道府県による協議会の継続的な運営				都道府県による協議会設置 37 / 47都道府県
	成年後見制度等 の見直しに 向けたいし 核にの	成年後見制度等 の見直しに向けた検討	-	成年後見制度等の見直しに向けた検討				-
	総合的な権利擁護支援策の充実	-	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討、左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討				-	-

		KPI (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況 (R6.4時点)
制度の運用改善等	意思決定支援の浸透 ・都道府県による意思決定支援研修の実施 ・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発 ・基本的考え方の整理と普及	・全47都道府県 - -	都道府県による意思決定支援研修の実施			都道府県による研修の継続実施		意思決定支援研修の実施 34 / 47都道府県
	適切な後見人等の選任・交代の推進等 ・柔軟な後見人等の交代の推進 (苦情対応を含む) ・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	- -	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成			各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発		-
	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・後見制度支援信託・支援預貯金の普及 ・保険の普及等事後救済策の検討	- -	保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発			市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応		-
地域連携ネットワークづくり	地域連携ネットワークづくり ・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知			市町村による周知の継続		制度や相談窓口の周知 1,658 / 1,741市町村
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	・全1,741市町村	市町村による中核機関の整備			市町村による中核機関の運営		中核機関の整備 1,187 / 1,741市町村
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	-	中核機関のコーディネート機能の強化			市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の促進の実施		
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	-	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築			取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の取組等		
	・包括的・多層的な支援体制の構築	-	権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重要事業の効果的な取組方策の検討					

◇第19回(2025.2.12)

- ▶ 2月12日、厚生労働省は成年後見制度利用促進専門家会議(座長:菊池馨実 早稲田大学法学学術院教授)を開催し、第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書について前回協議をふまえた案が示され、協議を行った。
- ▶ 報告書案では、令和4年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」について、それぞれ「施策の進捗状況」「中間年度における評価」「今後の対応」を整理している。
- ▶ 特に、優先して取り組む事項として、下記事項については、すべての項目にKPIが設定され、その達成状況についても整理されている。
 - 任意後見制度の利用促進
 - 担い手の担保・育成等の推進
 - 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
 - 地方公共団体による行政計画等の策定
 - 都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

9. 人材確保等

<法改正等>

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針 閣議決定

- ▶ 3月11日、政府は、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」及び閣議を開催し、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針を閣議決定した。
- ▶ 基本方針は、特定技能制度と育成就労制度の運用に関する基本的な考え方を定めるもの。具体的には、外国人材に求められる技能や日本語能力の水準のほか、今後定める分野別運用方針の中で、受入れ見込数を示し、これを受入れの上限として運用すること、原則として、二国間取決めを作成した国から育成就労外国人を受け入れること、外国人材への生活上の支援を行うことなどを定めている。
- ▶ 主な概要は以下のとおり。

特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に関する基本方針の概要

1 両制度の意義・受入れ分野に関する事項

【特定技能制度について】

- 特定技能制度の意義は、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築することである。
- 特定技能制度の特定産業分野は生産性向上や国内人材確保のための取組を行った上でなお人材を確保することが困難な分野とする。

【育成就労制度について】

- 育成就労制度の意義は、特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）に属する相当程度の知識又は経験が必要とする技能を有する人材を育成するとともに、育成就労外国人の受入れは、特定産業分野のうち、特定技能1号水準の技能を3年間の就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）に限って行う。
- 育成就労において派遣形態での受入れができるのは、季節的業務に従事させる必要がある分野に限られる。

【両制度の共通事項について】

- 分野別運用方針で、人手不足の状況を踏まえて受入れ対象分野を定める。
- 分野別運用方針において、原則として5年ごとの受入れ見込数を示し、受入れ見込数は外国人受入れの上限数として運用する。

2 受け入れる外国人材に関する基本的事項

- 1号特定技能外国人、2号特定技能外国人、育成就労外国人について、求められる技能及び日本語の水準、在留期間、家族帯同の可否等についてそれぞれ定める（整理すると以下の表のとおりとなる。）。

	育成就労	特定技能1号	特定技能2号
技能水準 ※1	終了時点で特定技能1号水準に達することが必要	相当程度の知識又は経験が必要とする技能（特定技能1号評価試験、技能検定3級等を想定）	熟練した技能（特定技能2号評価試験、技能検定1級等を想定）
日本語能力水準 ※1	就労開始前：A1相当（相当講習でも可） 終了時点：A2相当	A2相当	B1相当
期間	3年（試験に不合格だった場合、最長1年延長）	通常で5年を上限一部例外を規定※2	在留期間の更新回数に上限はない
家族帯同	基本的に不可	基本的に不可	可能

※1 技能・日本語能力に関する水準は試験により確認する。試験は分野別運用方針において定める（分野の実情に応じて上乗せ可能）。

※2 妊娠・出産等に係る期間は、通常期間に含まない。また、特定技能2号評価試験等に不合格になった場合、一定の要件の下で最長1年の在留継続を認める。

- ▶ 石破総理大臣は「我が国における人手不足が深刻化し、外国人材の獲得に向けた国際的な競争が激化する中、この基本方針は、外国人に魅力ある労働環境を提供するための重要な指針である。関係閣僚にあつては、特定技能制度や育成就労制度が、人手不足に悩む国内企業と、我が国で働こうとする外国人材の双方にとって、真に利用しやすく、魅力あるものとなるよう、この基本方針に基づき、令和9年の運用開始に向けて、準備を着実に進めていただきたい。」と発言した。

3 受入れ機関に係る施策等に関する基本的事項

- 特定技能外国人の受入れ機関は、特定技能外国人に職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施する義務がある。
- 育成就労外国人の受入れ機関は、育成就労計画に基づいて育成就労を行わせ、目標とする技能及び日本語能力の試験を受験させる義務がある。
- 育成就労制度における転籍制限期間（1年～2年）は各受入れ分野において定める。

4 制度運用に関する関係行政機関の調整に関する基本的事項

- 法務省は、特定技能外国人等の実態に係る情報を収集し、関係機関と共有し、適切な連携をする。
- 厚生労働省は、都道府県労働局等を通じて受入れ機関等を適切に監督する。
- 法務省及び厚生労働省は、育成就労計画の認定制や監理支援機関の許可制を適正に運用する。
- 外国人育成就労機構は、主務大臣等の委託を受けて育成就労に関する権限を包括的に行使する。
- 分野所管省庁は、特定技能制度及び育成就労制度に係る分野別運用方針において、受入れ機関等に課す上乗せ要件を設定する。
- 法務省、厚生労働省等は、悪質ブローカー等の排除を徹底する。
- 送出国との間で二国間取決め（MOC）を作成し、送出しの適正化等に関する取組を推進する。
- 各分野における人手不足の状況の継続的な把握に努め、その状況等を踏まえて、必要な時は外国人の受入れを停止又は再開する。
- 外国人の受入れ状況を継続的に把握し、問題が生じた場合においては関係機関が連携して適切な対応を取る。
- 受入れにより行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう関係機関は、情報の連携及び把握に努める。

5 その他の重要事項

- 大都市圏に人材が過度に集中しないよう配慮に努める。
- 外国人及び受入れ機関は、公租公課を支払う義務があり、制度所管省庁は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、関係行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。
- 被送還者の自国民引取義務を適切に履行していない国からの受入れは行わない。
- 改正法の施行後一定の期間が経過した際には基本方針の見直しを行う。

労働施策総合推進法等の改正法案を閣議決定(2025.3.11)

- ▶ 3月11日、政府は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案を閣議決定した。
- ▶ 多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍推進法の有効期限の延長を含む女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講ずるもの。
- ▶ 全企業に顧客や取引先が理不尽な要求をするカスタマーハラスメント防止を義務付ける。企業は国が示す指針に基づいて対策を講じる。指針は改正法成立後に策定する。
- ▶ また、男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表を、常時雇用する労働者の数が101人以上の一般事業主及び特定事業主に義務付ける。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍推進法の有効期限の延長を含む女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. ハラスメント対策の強化【労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法】

- ① カスタマーハラスメント(※)を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、カスタマーハラスメントに起因する問題に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責務を明確化する。
※ 職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該労働者の就業環境を害すること
- ② 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務を明確化する。
- ③ 職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、啓発活動を行う国の責務を定める。

2. 女性活躍の推進【女性活躍推進法】

- ① 男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表を、常時雇用する労働者の数が101人以上の一般事業主及び特定事業主に義務付ける。
- ② 女性活躍推進法の有効期限(令和8年3月31日まで)を令和18年3月31日まで、10年間延長する。
- ③ 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨を、基本原則において明確化する。
- ④ 政府が策定する女性活躍の推進に関する基本方針の記載事項の一つに、ハラスメント対策を位置付ける。
- ⑤ 女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度(ブラチナえるほし)の認定要件に、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加する。
- ⑥ 特定事業主行動計画に係る手続の効率化を図る。

3. 治療と仕事の両立支援の推進【労働施策総合推進法】

- 事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務を課すとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備する。

等

施行期日

公布の日から起算して1年6月以内で政令で定める日(ただし、1③及び2②から④までは公布日、2①及び⑥並びに3は令和8年4月1日)

<会議>

労働政策審議会 職業安定分科会 雇用環境・均等分科会 同一労働同一賃金部会

◇第18回(2025.4.9)

- ▶ 4月9日、厚生労働省は第18回労働政策審議会(職業安定分科会 雇用環境・均等分科会 同一労働同一賃金部会)(部会長:守島基博学習院大学経済学部経営学科教授、一橋大学名誉教授)を開催し、労使関係団体等からのヒアリングを行った(資料は非公開)。

◇第17回(2025.3.13)

- ▶ 3月13日、厚生労働省は第17回労働政策審議会(職業安定分科会 雇用環境・均等分科会 同一労働同一賃金部会)(部会長:守島基博学習院大学経済学部経営学科教授、一橋大学名誉教授)を開催し、有識者(富永晃一上智大学法学部地球環境法学科教授、水町勇一郎早稲田大学法学部教授、皆川宏之千葉大学大学院社会科学研究院教授)からのヒアリングが行われた後、意見交換が行われた。

◇第 16 回(2025.2.5)

- ▶ 2月5日、厚生労働省は第16回労働政策審議会（職業安定分科会 雇用環境・均等分科会 同一労働同一賃金部会）（部会長：守島基博学習院大学経済学部経営学科教授、一橋大学名誉教授）を開催し、同一労働同一賃金の施行5年後見直しについて協議が行われた。
- ▶ 平成30年に成立した働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下、働き方改革関連法）では、同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の実効ある是正を図るための規定の整備が行われた。
- ▶ 上記法改正における、同一労働同一賃金に係る規定は令和2年4月1日から施行（パートタイム・有期雇用労働法の中小企業への適用は令和3年4月1日）されており、同法に規定されている5年後の見直し規定に従い、今回本部会において必要な検討を行うというもの。
- ▶ 今後、3月頃までに労使関係団体、有識者等からのヒアリングが行われた後、下記個別の論点について順次検討が行われる予定。
 - 改正後パートタイム・有期雇用労働法・労働者派遣法の規定について
 - ・同一労働同一賃金、説明義務、行政ADR等
 - 同一労働同一賃金ガイドラインについて
 - 非正規雇用労働者に対する支援等について（正社員転換等のキャリアアップ、無期雇用フルタイム労働者への同一労働同一賃金ガイドラインの考え方の波及等）

労働政策審議会 雇用環境・均等分科会

◇第 81 回(2025.3.28)

- ▶ 3月28日、厚生労働省は第81回労働政策審議会（雇用環境・均等分科会）（分科会長：奥宮京子 田辺総合法律事務所弁護士）を開催した。
- ▶ 今回は、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱についての諮問のほか、介護休業制度等における「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」の見直しについての報告、くるみん、トライくるみん及びくるみんプラスマークの改正について報告が行われた。

◇第 80 回(2025.1.24)

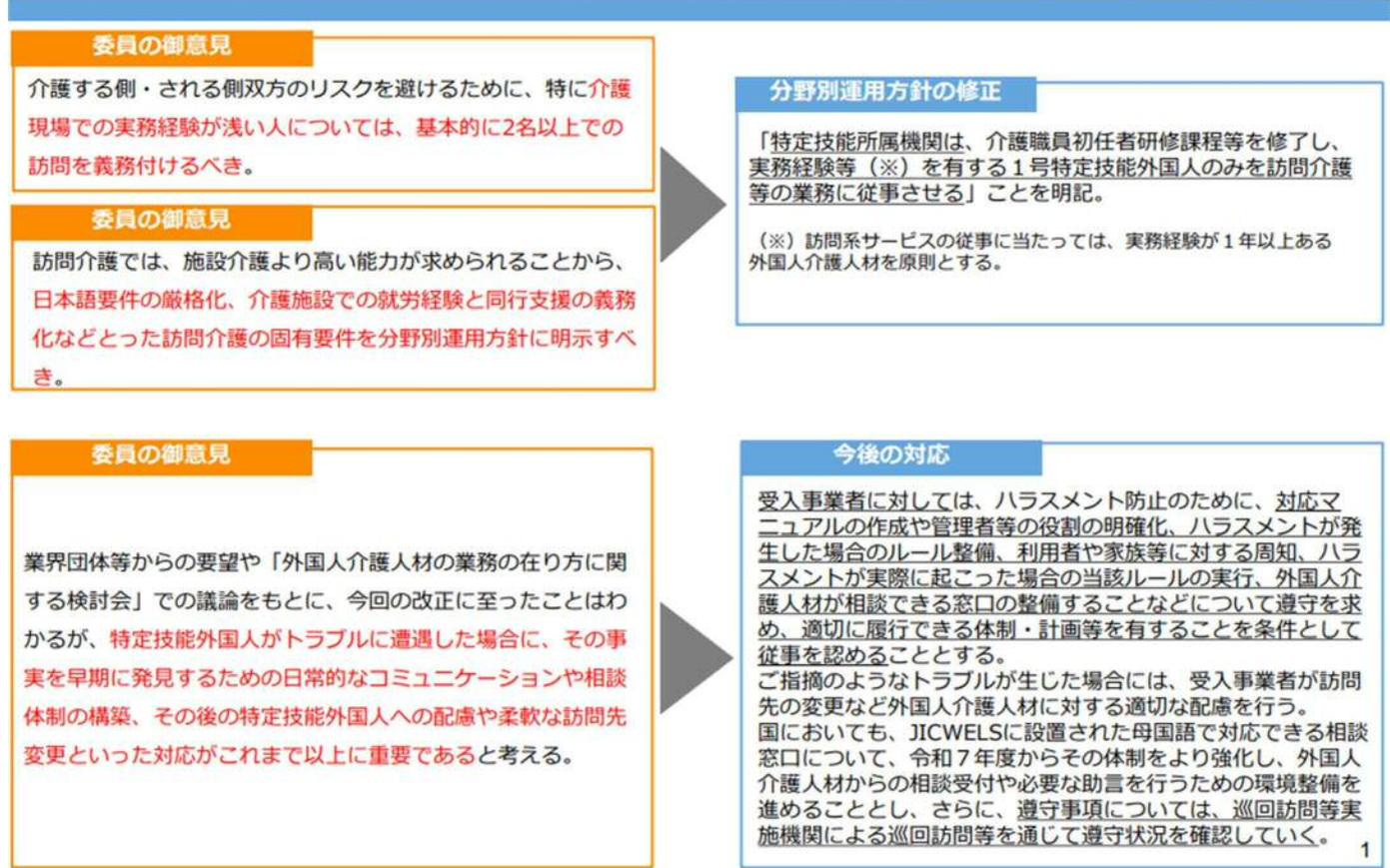
- ▶ 1月24日、厚生労働省は第80回労働政策審議会（雇用環境・均等分科会）（分科会長：奥宮京子 田辺総合法律事務所弁護士）を開催した。
- ▶ 今回は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱の諮問、同一労働同一賃金部会の開催、地方分権対処方針、令和7年度予算案（雇用環境・均等局関係）について報告・協議が行われた。
- ▶ 厚生労働省が労働政策審議会に諮問した「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱」は、カスタマーハラスメントに対する労働者の保護の義務化や、女性活躍指針法の一部改正等に関するものであり、同審議会雇用環境・均等分科会と安全衛生分科会で審議が行われ、1月27日に答申が行われた。
- ▶ この答申を踏まえ法律案が作成され、通常国会に提出される予定。
- ▶ 同一労働同一賃金の施行状況や非正規雇用労働者の現状等を踏まえ、必要な制度の見直しについて検討を行うため同一労働同一賃金部会の開催を開催する旨報告が行われた。
- ▶ 同部会では、「平成30年働き方改革関連法による改正後パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法の規定」「同一労働同一賃金ガイドライン」「非正規雇用労働者に対する支援等（正社員転換等のキャリアアップ、無期雇用フルタイム労働者への同一労働同一賃金ガイドラインの考え方の波及等）」について検討が行われる。

特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議

◇第2回(2025.2.17)

- ▶ 2月17日、出入国在留管理庁は「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」を開催した。
- ▶ 今回は、前回の協議をふまえた修正案が示され、協議が行われた。

特定技能制度の既存の分野別運用方針（介護分野）に関する有識者会議の主な御意見



◇第1回(2025.2.6)

- ▶ 2月6日、出入国在留管理庁は「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」を開催した。
- ▶ 本会議は、出入国管理及び難民認定法(入管法)及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律(育成就労法)において、特定技能制度及び育成就労制度に係る基本方針の案を作成するとき、及び両制度に係る分野別運用方針を定めるときは、あらかじめ、知見を有する者の意見を聴く旨規定されていることをふまえ、両制度に係る基本方針及び分野別運用方針の案について有識者の意見を聴取することを目的として開催するもの。
- ▶ 第1回目となる今回は、本会議の開催について説明が行われた後、両制度の技能評価に関する方針や試験等の適正性等を検討し、有識者会議に検討結果を報告することを目的として、特定技能制度及び育成就労制度の技能評価に関する専門家会議を設置することが報告された。
- ▶ その後、特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に関する基本方針(案)および現行の分野別運用方針の改正(案)が示され、協議が行われた。
- ▶ 現行の分野別運用方針の改正(案)では、介護分野について、現行は認められていない特定技能外国人の訪問系サービスへの従事を認めることが示された。

2025年春闘 第3回回答集計結果(2025.4.3)

- ▶ 4月3日、連合は2025年春季生活闘争の第3回回答集計結果を公表した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。

- 平均賃金方式で回答を引き出した2,485組合の加重平均（規模計）は17,358円・5.42%と、昨年同時期を上回った（昨年同時期比1,321円増・0.18ポイント増）。
- 300人未満の中小組合（1,441組合）は、13,360円・5.00%で、昨年同時期を上回るとともに（同1,263円増・0.31ポイント増）、第2回集計結果（4.92%）を上回った。
- 賃上げ分が明確にわかる1,986組合の賃上げ分（規模計）は12,274円・3.82%（同1,196円増・0.19ポイント増）であった。中小組合（1,028組合）の賃上げ分は、10,118円・3.73%（同1,609円増・0.52ポイント増）と、昨年比の上げ幅では規模計をも上回った。全体も中小組合も、賃上げ分が明確にわかる組合の集計を開始した2015闘争以降の最終集計結果と比べ、額・率ともに最も高い。

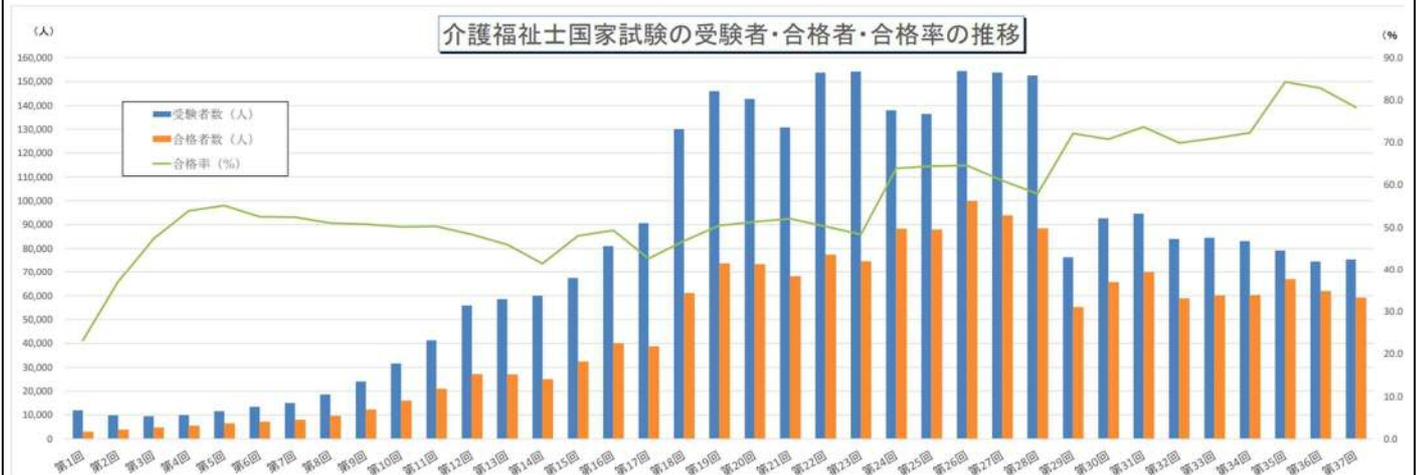
1. 賃上げ（月例賃金）

①平均賃金方式（集計組合員数による加重平均）

平均賃金方式	2025回答（2025年4月3日公表）			昨年対比	2024回答（2024年4月4日公表）		
	集計組合数	定昇相当込み賃上げ計			集計組合数	定昇相当込み賃上げ計	
	集計組合員数	額	率		集計組合員数	額	率
	2,485 組合 2,539,963 人	17,358 円	5.42 %	1,321 円 0.18 ポイント増	2,620 組合 2,370,728 人	16,037 円	5.24 %
300人未満 計	1,441 組合 151,962 人	13,360 円	5.00 %	1,263 円 0.31 ポイント増	1,600 組合 172,630 人	12,097 円	4.69 %
~99人	805 組合 36,655 人	11,669 円	4.69 %	1,434 円 0.51 ポイント増	867 組合 40,459 人	10,235 円	4.18 %
100~299人	636 組合 115,307 人	13,895 円	5.09 %	1,238 円 0.26 ポイント増	733 組合 132,171 人	12,657 円	4.83 %
300人以上 計	1,044 組合 2,388,001 人	17,618 円	5.44 %	1,255 円 0.16 ポイント増	1,020 組合 2,198,098 人	16,363 円	5.28 %
300~999人	604 組合 332,200 人	15,433 円	5.23 %	485 円 0.04 ポイント増	615 組合 336,934 人	14,948 円	5.27 %
1,000人~	440 組合 2,055,801 人	17,963 円	5.48 %	1,341 円 0.20 ポイント増	405 組合 1,861,164 人	16,622 円	5.28 %

第37回介護福祉士国家試験合格発表(2025.3.24)

- ▶ 3月24日、厚生労働省は第37回介護福祉士国家試験の結果を公表した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。
 - 受験者数 75,387人
 - 合格者数 58,992人
 - 合格率 78.3%



第 37 回介護福祉士国家試験における EPA 介護福祉士候補者の試験結果(2025.3.24)

- ▶ 3月24日、厚生労働省は第37回介護福祉士国家試験における経済連携協定(EPA)に基づく介護福祉士候補者の試験結果を公表した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。
 - 合格者数 498人
 - 合格率 37.9%

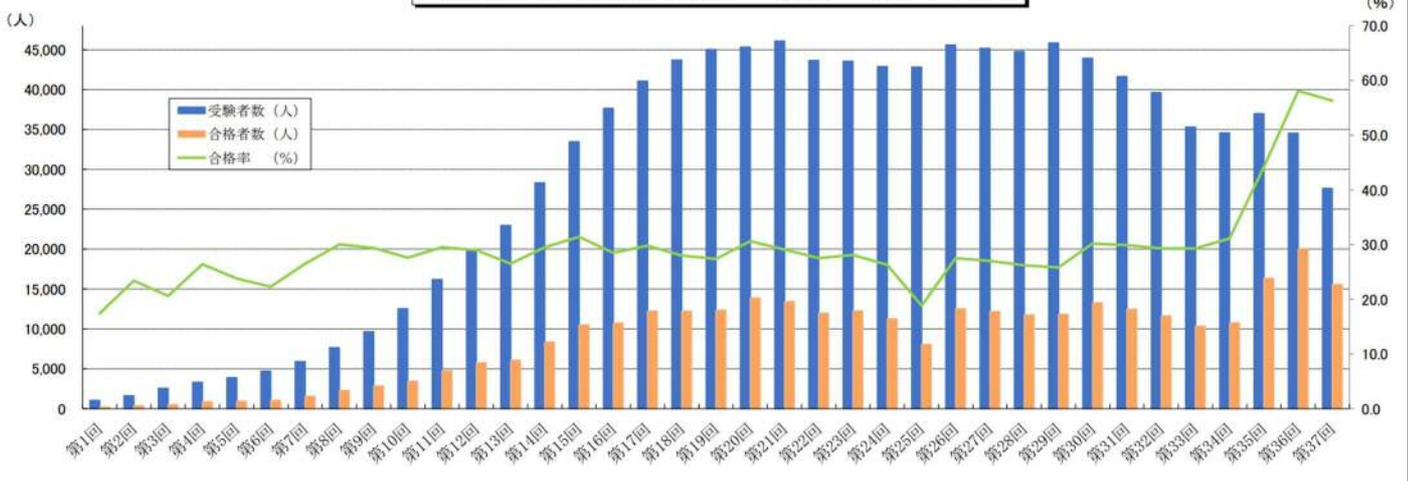
○合格率の推移

			第33回	第34回	第35回	第36回	第37回
EPA 候補者	全 体	合格率	46.2%	36.9%	65.4%	43.8%	37.9%
		合格者数	440名	374名	754名	228名	498名
	初受験者	合格率	53.0%	47.9%	71.3%	87.1%	43.1%
		合格者数	350名	314名	471名	155名	443名
	再受験者	合格率	30.8%	16.8%	57.5%	21.3%	19.2%
		合格者数	90名	60名	283名	73名	55名
(参考) 全受験者の合格率			71.0%	72.3%	84.3%	82.8%	78.3%

第 37 回社会福祉士国家試験合格発表(2025.3.4)

- ▶ 3月24日、厚生労働省は第37回介護福祉士国家試験の結果を公表した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。
 - 受験者数 27,616人
 - 合格者数 15,561人
 - 合格率 56.3%

社会福祉士国家試験の受験者・合格者・合格率の推移



10. 災害対策

<法改正等>

災害対策基本法等の一部を改正する法律案 閣議決定（2025.2.14）

- ▶ 政府は、2月14日に災害救助法、災害対策基本法の改正案を閣議決定した。
- ▶ 今回の改正は、令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等を図るもの。
- ▶ 特に、高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化する。また、災害対策基本法において「福祉サービスの提供」を明記する。
- ▶ また、避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設する。

災害対策基本法等※の一部を改正する法律案の概要

内閣府(防災)

趣旨

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

①国による災害対応の強化

1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。



国による応援組織の例
(国土交通省TEC-FORCE)

2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ★内閣府設置法

②被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



高齢者等への対応

2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

★災害対策基本法、災害救助法

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



炊き出し



被災家屋の片付け

4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

③インフラ復旧・復興の迅速化

1) 水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。

2) 宅地の耐震化（液状化対策）の推進 ★災害対策基本法

3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例 ★大規模災害復興法



水道の復旧
(被災した浄水場)

施行期日：公布の日 及び 公布から起算して3月以内で政令で定める日（夏の出水期前の施行）

<会 議>

防災庁設置準備アドバイザー会議

◇第4回(2025.4.4)

- ▶ 4月4日、内閣官房は第4回防災庁設置準備アドバイザー会議を開催した。
- ▶ 今回は、防災意識の向上について(防災教育・周知啓発)、防災DX、防災技術研究開発の推進について協議が行われた。
- ▶ 防災意識の向上について(防災教育・周知啓発)の論点として、防災意識・地域防災力の抜本的・飛躍的向上のために防災庁が担うべき役割として下記点が示され、協議が行われた。
 - 実践的な防災教育・意識啓発の推進方策・体制(関係省庁の連携、メディアとの連携、デジタル活用等)
 - 地域における防災啓発・防災教育等を担う人材育成(行政、地域社会、学校の関わり方等)
 - 過去の災害における課題や教訓の伝承(被害の記録・保存、語り部等)
- ▶ 防災DX、防災技術研究開発の推進についての論点として、防災DX、技術開発のさらなる促進に向けて防災庁が担うべき役割として下記点が示され、協議が行われた。
 - 防災DXを活用した事前防災の推進方策・体制
(デジタルツインの構築、被害想定シミュレーション、データ連携基盤整備、データストック・共通ツール整備)
 - 発災時における効率的・効果的な災害対応の実施方策・体制
 - ・デジタルプラットフォーム(新総合防災情報システム)等による被害情報収集・集約(個人情報、電源通信確保)
 - ・産官学が有するビッグデータ、AIなどを活用した、防災庁の司令塔による情報収集、災害オペレーション(専門人材養成・広域支援、マイナンバーカード等)
 - ・人命救助に資するロボット、避難所運営支援に関するアプリ等先端技術の導入・活用
 - 上記、防災技術の研究開発・社会実装・産業化及び国際展開

◇第3回(2025.3.25)

- ▶ 3月25日、内閣官房は第3回防災庁設置準備アドバイザー会議を開催した。
- ▶ 今回は、大規模災害時における被災者支援体制について協議が行われた。
- ▶ 論点として、南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時における被災者支援における国、自治体の関係を踏まえた防災庁の役割等について、下記点について協議が行われた。
 - 避難生活環境確保のために防災庁が担うべき役割
 - ・避難生活環境の確保、質の向上
 - ・避難所等の運営、被災者支援の担い手確保
 - ・避難所以外の避難拠点の確保、避難者のフォロー(在宅避難、車中泊避難、広域的避難等)等

- 速やかな生活・生業再建フェーズへの移行のために防災庁が担うべき役割
 - ・生活再建に向けた対応の加速(罹災証明書交付、各種支援制度、災害廃棄物処理等)
 - ・事前準備の推進(仮設住宅、復興住宅の用地の事前選定等)等

◇第2回(2025.2.17)

- ▶ 2月17日、内閣官房は第2回防災庁設置準備アドバイザー会議を開催した。
- ▶ 今回は、災害対応における官民連携について協議が行われ、現行制度における災害対応における官民連携、災害対応における官民連携、災害対応における官民連携について協議が行われた後、構成員からの報告が行われた。
- ▶ 構成員として参画している全社協高橋地域福祉部長は、災害ボランティアセンターの運営を通じた被災者支援や災害派遣福祉チーム(DWAT)による支援活動、被災施設への介護職員等応援派遣等についてこれまでの活動内容および現行制度上の課題について報告した。
- ▶ また、災害対応における官民連携の要として、市町村の包括的支援体制を災害時にも機能させることと、災害福祉支援センターの設置による被災地支援が必要であるとの報告を行った。

11. その他

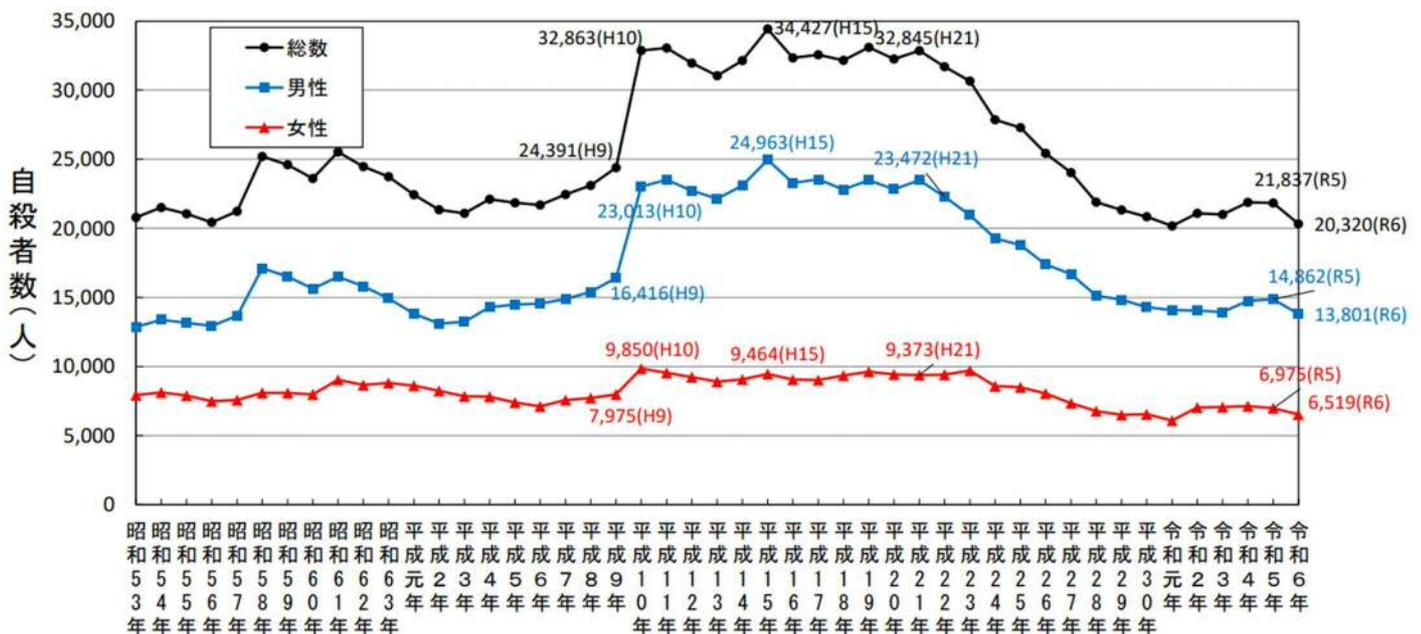
<通知・公表>

厚生労働省 人口動態統計速報（2025.2.27）

- ▶ 2月27日、厚生労働省は人口動態統計速報(令和6年(2024)12月分)を公表した。
- ▶ 人口動態調査は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的としている。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。(令和6年1月～12月速報の累計)
 - ・出生数は、720,988人で過去最少(9年連続減少)(対前年(※)37,643人減少△5.0%)
 - ・死亡数は、1,618,684人で過去最多(4年連続増加)(同28,181人増加1.8%)
 - ・自然増減数は、△897,696人で過去最大の減少(18年連続減少)(同65,824人減少)
 - ・死産数は、16,031胎で減少(同122胎減少△0.8%)
 - ・婚姻件数は、499,999組で増加(同10,718組増加2.2%)
 - ・離婚件数は、189,952組で増加(同2,154組増加1.1%)

警視庁「令和6年中における自殺の状況」(2025.3.28)

- ▶ 3月28日、警察庁は令和6年中における自殺の状況を公表した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。
 - 自殺者の総数は20,320人と令和5年の確定値と比べ1,517人減少し、統計開始(1978(昭和53)年)以降2番目に少ない数値
 - 一方、児童生徒の自殺者数は、529人(令和5年確定値:513人)と統計のある1980(昭和55)年以降、最多となった。



政策委員会構成組織一覧

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国救護施設協議会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

◇通巻「第76号」No.7 Ver.1◇

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会
作成・発行：政策企画部

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-7889 FAX. 03-3580-5721

ホームページ : <http://zseisaku.net/>